



県章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 2
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（地域保健課）…………… 3

### 告 示

- 形質変更時要届出区域の指定（環境保全課）…………… 8
- 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の決定（自然保護課）…………… 8
- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出・2件（村づくり計画課）…………… 9
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）…………… 9
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 9
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 9
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 10
- 基本測量の実施の通知（道路管理課）…………… 10
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課）…………… 10
- 公共測量の実施の終了の通知・3件（道路管理課）…………… 10
- 県民広場地下駐車場の利用料金の承認（道路管理課）…………… 11

### 公 告

- 補正予算の公表（財政課）…………… 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総合情報政策課）…………… 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（総合情報政策課）…………… 13
- 障害者就業・生活支援センターの指定・2件（雇用政策課）…………… 15
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課）…………… 16
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）…………… 17

### 訓 令

- 会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程（人事課）…………… 18
- 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 23
- 沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課）…………… 27
- 消費生活推進員設置規程を廃止する訓令（消費・暮らし安全課）…………… 36

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… 36

### 教育委員会事項

- 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則…………… 36
- 沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… 37

### 公安委員会事項

- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 38
- 古物営業法施行細則の一部を改正する規則…………… 39

### 海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項・2件…………… 39

### 収用委員会事項

- 沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則…………… 48

# 規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県規則第12号

### 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「市町村の全部又は一部の地域にわたり」を削る。

第11条第3号を次のように改める。

(3) 口座振替の方法、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者に納付させる方法又は条例第15条第2項の規定により納付する方法（現金で納付する方法を除く。）により徴収金を納付し、又は納入した額の証明書

第24条の2第1項第2号中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第29条第2項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第49条の4第1号中「もの。」を「もの」に改め、ただし書を削り、同号の表視覚障害の項中「3級までの各級及び4級の1」を「4級までの各級」に改め、同表音声機能障害の項中「（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）」を削り、同表上肢不自由の項中「、2級の1及び2級の2」を「及び2級」に改め、同表中

体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	を
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
移動機能	1級から6級までの各級	

体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	に改	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		1級及び2級
	移動機能		1級から6級までの各級

め、同条第2号中「もの。」を「もの」に改め、ただし書を削り、同号の表音声機能障害の項中「（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）」を削る。

第49条の5第1項中「又は軽自動車届出済証」を削り、同項第2号中「の通学、通院、通所又は生業（以下「通学等」という。）」を削り、同項第3号中「の通学等」を削る。

第49条の7第2項中「の通学等」を削る。

第50条後段を削る。

第51条第1項第2号及び第3号中「の通学等」を削る。

第55条第1項第1号中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

第4号様式、第5号様式、第19号様式から第21号様式まで、第24号様式から第29号様式まで、第31号様式から第37号様式まで、第39号様式から第46号様式まで、第49号様式、第51号様式から第55号様式まで、第61号様式から第61号様式の14まで、第63号様式から第68号様式まで、第69号様式の2から第77号様式まで及び第79号様式の2から第82号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第83号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、

1 個人企業を法人組織とした法人	2 合併により設立した法人	を
3 新設分割により設立した法人（ <input type="checkbox"/> 分割型 ・ <input type="checkbox"/> 分社型 ・ <input type="checkbox"/> その他）		
4 その他（		

「  
 1 新規に設立した法人 2 個人企業を法人組織とした法人 3 合併により設立した法人  
 4 新設分割により設立した法人 (□ 分割型 ・ □ 分社型 ・ □ その他)  
 5 その他 ( )  
 」に、

「1～3」を「2～4」に改める。

第83号様式の2から第85号様式の3まで、第87号様式から第95号様式の7まで及び第100号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第100号様式の2中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第101号様式から第107号様式まで、第111号様式から第114号様式まで、第116号様式から第118号様式まで、第124号様式(表紙の表)、同様式(表紙の裏)、同様式(継続紙)、第126号様式、第133号様式から第150号様式まで、第152号様式から第154号様式まで及び第160号様式から第163号様式の4までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第164号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「の通学、通院、通所又は生業」を削る。

第164号様式の2、第165号様式、第166号様式の2、第171号様式から第176号様式まで、第179号様式、第180号様式、第213号様式及び第213号様式の2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第55条第1項第1号の改正規定は古物営業法の一部を改正する法律(平成30年法律第21号)の施行の日(令和2年4月1日)から、第29条第2項及び第100号様式の2の改正規定はスポーツ基本法の一部を改正する法律(平成30年法律第56号)の施行の日(令和5年1月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の沖縄県税条例施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の沖縄県税条例施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第13号**

**精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成6年沖縄県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「兄弟姉妹」の次に「(以下「直系血族等」という。)」を加え、「前年分の所得税額(1月1日から5月31日までの入院期間における徴収額については、前々年分の所得税額とする。以下同じ。)」を「、入院のあった月の属する年度分(当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度分とする。以下同じ。)の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税の同法第92条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額」に改める。

別表中「所得税額」を「所得割の額」に、「1,470,000円」を「564,000円」に、「1,470,001円」を「564,001円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 所得割の額の算定に当たっては、地方税法の定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除する。

(2) 措置入院者又はその配偶者若しくは直系血族等が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。

(3) 措置入院者又はその配偶者若しくは直系血族等が、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は、零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除する。

第4号様式中 「明治大正昭和平成 年 月 日生 (満 歳)」 を 「 年 月 日生 (満 歳)」 に、「昭和・平成

年 月 日～昭和・平成 年 月 日」を「 年 月 日～ 年 月 日」に、「強姦」を「強制性交等」に、

「 以上のように診断する。平成 年 月 日」を

「 以上のように診断する。 年 月 日」に、

「平成 年 月 日 時」を「 年 月 日 時」に改める。

第10号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「明治大正昭和平成 年 月 日生 (満 歳)」 を 「 年 月 日生 (満 歳)」 に、「昭和 平成 年 月 日」を

「 年 月 日」に改める。

第13号様式中 「明・大・昭・平 年 月 日」 を 「 年 月 日」 に、「平成 年」を「 年」に

改める。

第14号様式中 「明・大 年 月 日生 ( 歳)」 を 「 年 月 日生 ( 歳)」 に、

「：昭和・平成 年 月 日」を「： 年 月 日」に、「昭和・平成 年 月頃」を「 年 月頃」に、「平成 年 月 日 医療機関所在地」を「 年 月 日 医療機関所在地」に改め、「（この用紙は日本工業規格A列3番とする。）」を削る。

第16号様式（その1）から第16号様式（その3）までの規定中「平成 年」を「 年」に改める。

第17号様式中

「平成 年 月 日」を  
「年 月 日」に、

明治  
大正  
昭和  
平成  
年 月 日生  
(満 歳)

年 月 日生  
(満 歳)

平成 年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	昭和 平成 年 月 日
	入院形態	

年 月 日 (午前・午後 時)	今回の入院年月日	年 月 日
	入院形態	

年 月 日～昭和・平成 年 月 日」を「年 月 日～年 月 日」に、

診察日時	平成 年 月 日 (午前・午後 時)
------	-----------------------

診察日時	年 月 日 (午前・午後 時)
------	--------------------

明・大  
昭・平 年 月 日生

年 月 日生

を「年 月 日」に改める。

第18号様式中

「平成 年 月 日」を  
「年 月 日」に、

明治  
大正  
昭和  
平成  
年 月 日生  
(満 歳)

年 月 日生  
(満 歳)

平成 年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成 年 月 日
	入院形態	

年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日
	入院形態	

年 月 日～昭和・平成 年 月 日」を「年 月 日～年 月 日」に、

明・大  
昭・平 年 月 日生

年 月 日生

を「年 月 日」に改める。

第19号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「

明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
----------------------	-----------------

」を「

年 月 日生 (満 歳)
-----------------

」に、「昭和  
平成 年 月 日」を

「 年 月 日」に改める。

第20号様式中

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「

明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
----------------------	-----------------

」を「

年 月 日生 (満 歳)
-----------------

」に、「平成 年 月 日」を

「 年 月 日」に、「昭和・平成 年 月 日～昭和・平成 年 月 日」を「 年 月 日～ 年 月 日」に、

「

平成 年 月 日 (午前・午後 時)
-----------------------

」を「

年 月 日 (午前・午後 時)
--------------------

」に改める。

第21号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「

明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
----------------------	-----------------

」を「

年 月 日生 (満 歳)
-----------------

」に改める。

第22号様式中

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「

明治 大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)
----------------------	-----------------

」を「

年 月 日生 (満 歳)
-----------------

」に、

昭和 平成	年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成	年 月 日	を
	-----		-----		
平成 年 月 日		入院形態			

年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	に、「昭和・平成
-----		-----	
年 月 日		入院形態	

「平成 年 月 日～昭和・平成 年 月 日」を「 年 月 日～ 年 月 日」に、

「強姦」を「強制性交等」に、  
「平成 年 月 日」を

「  
 「  
 年 月 日  
 」に改める。  
 」

第23号様式中

「平成 年 月 日」を  
 「平成 年 月 日」に、  
 「  
 明治  
 大正  
 昭和  
 平成  
 年 月 日生  
 (満 歳)  
 」を 「  
 年 月 日生  
 (満 歳)  
 」に、

昭和 平成 年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成 年 月 日	を
	入院形態		
平成 年 月 日			

「  
 年 月 日  
 」「  
 年 月 日  
 」に、「昭和・平成  
 年 月 日～昭和・平成 年 月 日」を「  
 年 月 日～  
 年 月 日」に、

「平成 年 月 日」を  
 「  
 年 月 日  
 」に改める。  
 」

第24号様式中

「平成 年 月 日」を  
 「平成 年 月 日」に、  
 「  
 明治  
 大正  
 昭和  
 平成  
 年 月 日生  
 (満 歳)  
 」を 「  
 年 月 日生  
 (満 歳)  
 」に、

昭和 平成 年 月 日	今回の入院年月日	昭和 平成 年 月 日	を
	入院形態		
平成 年 月 日			

「  
 年 月 日  
 」「  
 年 月 日  
 」に、「昭和・平成  
 年 月 日～昭和・平成 年 月 日」を「  
 年 月 日～  
 年 月 日」に、

「年 月 日」

年 月 日～昭和・平成 年 月 日」を「 年 月 日～ 年 月 日」に、

「平成 年 月 日」

を

「年 月 日」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第10条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後に入院させた精神障害者の当該精神障害者又はその扶養義務者から徴収する入院に要する費用の月額について適用し、同日前に入院させた精神障害者の当該精神障害者又はその扶養義務者から徴収する入院に要する費用の月額については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

沖縄県告示第135号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する形質変更時要届出区域 中城村字添石浜原69番1及び69番2の一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

沖縄県告示第136号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定により、次のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を定めた。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定管理鳥獣の種類 ニホンイノシシ（イノブタ及び外来イノシシを含む。）
  - 2 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
  - 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 渡嘉敷村全域及び座間味村全域
  - 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標、内容及び実施体制 次のとおりとする。
  - 5 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項 次のとおりとする。
  - 6 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、当該計画に係る計画書を沖縄県環境部自然保護課において縦覧に供する。）



**沖縄県告示第137号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市山田地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第138号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市長から宮古島市大牧西地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第139号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、石垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市地内（大野地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和元年10月25日から令和2年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第140号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成29年沖縄県告示第494号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・20号一銀線
- 3 事業施行期間 平成29年9月26日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成29年沖縄県告示第494号及び平成31年沖縄県告示第174号の事業地のうち那覇市久茂地3丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

**沖縄県告示第141号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、令和2年3月24日から同年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平良下地島空港線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市伊良部字池間添1101番1から 宮古島市伊良部字池間添1089番まで	10.6m ～ 82.1m	175.7m
新	宮古島市伊良部字池間添1109番1から 宮古島市伊良部字池間添1089番まで	11.2m ～ 73.9m	122.3m

沖縄県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、令和2年3月24日から同年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 石垣空港線
- 2 供用開始の区間 石垣市字真栄里東原608番1から石垣市字平得平得350番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月24日

沖縄県告示第143号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）

沖縄県告示第144号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊見城市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 豊見城市（一部）
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年1月15日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（修正測量）

沖縄県告示第145号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、今帰仁村長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 今帰仁村字呉我山地区及び名護市字古我知嵐山地区内
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年3月23日から同年8月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第146号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 北谷町字砂辺及び嘉手納町字屋良地区内
- 2 公共測量を実施した期間 令和元年6月26日から同年11月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第147号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 北谷町（一部）
- 2 公共測量を実施した期間 令和元年10月8日から令和2年1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量

**沖縄県告示第148号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 那覇市首里大名町から首里平良町地内まで
- 2 公共測量を実施した期間 令和元年5月15日から令和2年1月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第149号**

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第9条第4項の規定により、次のとおり県民広場地下駐車場の利用料金を承認した。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 県民広場地下駐車場
- 2 指定管理者 那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額（1台につき）	
普通 駐車	時間内駐車	二輪車	(1) 1時間以内の利用の場合 100円 (2) 1時間を超え5時間以内の利用の場合 30分ごとにつき50円 (3) 一の入出場時間における駐車が5時間を超える利用の場合 500円
		四輪車	(1) 1時間以内の利用の場合 300円 (2) 1時間を超え5時間以内の利用の場合 30分ごとにつき150円 (3) 一の入出場時間における駐車が5時間を超える利用の場合 1,500円
	時間外駐車	二輪車	1回につき 350円
		四輪車	1回につき 1,050円
定期駐車券による 駐車	二輪車	1月につき 7,100円	

	土曜日及び日曜日を除く1月につき	5,600円
四輪車	1月につき	21,300円
	土曜日及び日曜日を除く1月につき	16,300円

## 備考

- 1 「時間内駐車」とは、人出場時間における駐車をいい、「時間外駐車」とは、人出場時間以外の時間における駐車をいう。ただし、時間外駐車をした場合においては、当該時間外駐車の前及び1時間後に係る駐車については、時間外駐車に含めるものとする。
- 2 「二輪車」とは、自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び原動機付自転車をいい、「四輪車」とは、普通自動車をいう。
- 3 定期駐車券による駐車は、時間内駐車に限るものとする。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和2年3月6日県議会の議決を経た補正予算の要領を別冊のとおり公表する。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県テレワーク基盤システム機器等の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和2年3月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) ネットワークの構築又は情報システムの構築に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ ネットワークの構築又は情報システムの構築に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
    - キ その他知事が定める書類

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県企画部総合情報政策課ホームページからダウンロードすること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
- (3) 申請書等の受付期間 令和2年4月1日（水曜日）から同月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和2年9月30日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県テレワーク等基盤システム機器等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県テレワーク基盤システム機器等（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 令和2年3月24日付け沖縄県公報定期第4825号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総合情報政策課）による入札参加資格を有すると認められた者
- イ 機器等の設置・設定業務体制証明書を令和2年4月17日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置、設定等を期限までに円滑に行うことができると並びに当該機器等に障害が発生した場合において、翌営業日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
- ウ 納入しようとする器機等の機能等証明書を令和2年4月17日（金曜日）までに3(2)の場所に提出

し、当該器機等を納入することができることを証明した者

- (2) 共同で入札に参加する場合の入札参加の資格 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和2年4月17日（金曜日）までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 自主的に結成された共同企業体であること。

イ 共同企業体の構成員の数は2又は3社とし、各構成員は(1)アに該当する者であること。

ウ 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上でなければならない。

オ 代表者の出資比率は、構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。

カ 共同企業体として(1)イ及びウの要件を満たすこと。

- (3) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所で配付

### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 令和2年4月1日（水曜日）から同月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036

### 4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 令和2年3月27日（金曜日）から同年4月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 ホームページ<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/index.html>

### 5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年5月7日（木曜日）午後2時

(2) 場所 沖縄県庁舎14階総合情報政策課OA研修室

### 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

### 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

### 8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年3月27日（金曜日）から同年4月17日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 4(2)の場所

### 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。



(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県企画部総合情報政策課

(2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

(1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 令和2年5月7日(木曜日)午前11時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部総合情報政策課に提出すること。

(3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Bids to be tendered

Lease of basic system equipment such as Okinawa Prefecture Telework.  
(this includes duties concerning installation and set-up.)

(2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased equipments, along with their hardware and software specifications etc.

(3) Delivery period and place

Will be specified on our explanatory pamphlet.

(4) Period and place to submit a bid eligibility application form

Period: From 27 March, 2020 through 17 April, 2020 (Except for Saturday and Sunday)

Place: Comprehensive Information Policy Division, Department of Planning,  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan

(5) Bid due date and time

May 7, 2020 (Thursday) 2:00 p.m.

(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Thursday May 7, 2020.)

(6) Bid opening

Date and Time: May 7, 2020 (Thursday) 2:00 p.m.

Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information  
Policy Division, OA Training Room

(7) Division in charge

Comprehensive Information Policy Division

Department of Planning

Okinawa Prefectural Government

1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan

Telephone number 81-98-866-2036

---

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定により、同法第28条に規定する業務を行う者として次のとおり指定した。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 名称及び住所 医療法人一灯の会 沖縄市知花五丁目26番1号
- 2 事務所の所在地 沖縄市登川2695番地1階

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定により、同法第28条に規定する業務を行う者として次のとおり指定した。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 名称及び住所 医療法人陽和会 糸満市字賀数406番地の1
- 2 事務所の所在地 糸満市字賀数406番地の1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年1月10日 沖縄県指令土第12号、平成31年1月25日 沖縄県指令土第54号（変更）、令和元年12月13日 沖縄県指令土第862号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市知念字知名板馬原1352番9ほか63筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、下水道及び緑地
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市佐敷字新里1870番地 南城市長 瑞慶覧長敏
- 5 検査済証番号 令和2年2月28日 第4630号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成16年5月25日 沖縄県指令土第778号、平成16年9月9日 沖縄県指令土第1167号（変更）、平成17年5月18日 沖縄県指令土第551号（変更）、令和2年3月2日 沖縄県指令土第96号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字具志川津嘉半原1529番ほか8筆並びに字具志川水井原1414番1ほか2筆及び1414番2地先（2上区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市字登川3458番地 マチダテクノ株式会社 代表取締役 町田宗才
- 5 検査済証番号 令和2年3月5日 第4631号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕



- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年3月23日 沖縄県指令土第240号、令和元年5月23日 沖縄県指令土第395号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字津花波津花波2番2、2番3及び3番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字棚原216番地（IIAPIMITSUMI 301号） 上野米子、西原町字嘉手苺98番地（ブルースカイ201号） 上野良太
- 5 検査済証番号 令和2年3月6日 第4632号
- 6 工事完了年月日 令和2年2月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年11月6日 沖縄県指令土第816号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯東原399番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市仲間三丁目2番1-301号ティーズ天馬 神谷勝
- 5 検査済証番号 令和2年3月9日 第4633号
- 6 工事完了年月日 令和2年2月20日

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 試験期日及び時間
  - (1) 二級建築士試験
    - ア 学科の試験 令和2年7月5日午前10時10分から午後5時20分まで
    - イ 設計製図の試験 令和2年9月13日午前11時から午後4時まで
  - (2) 木造建築士試験
    - ア 学科の試験 令和2年7月12日午前10時10分から午後5時20分まで
    - イ 設計製図の試験 令和2年10月11日午前11時から午後4時まで
- 2 試験会場 二級建築士試験及び木造建築士試験の会場は、決定後直ちにセンターのホームページ（<http://www.jaic.or.jp/>）及び公益社団法人沖縄県建築士会（<http://shikai.or.jp/>）のホームページに掲載する。
- 3 受験申込手続
  - (1) 受験申込書の配付期間及び配付場所 受験申込書は、アに掲げる期間にイに掲げる場所において配付する。
    - ア 期間 令和2年3月16日から同年4月13日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。ただし、令和2年4月11日及び同月12日は、公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号）に限って配付する。）
    - イ 場所
      - (イ) 公益社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）
      - (ロ) 沖縄県北部土木事務所建築班（名護市大南一丁目13番11号沖縄県北部合同庁舎2階 電話番号0980-53-2010）
      - (ハ) 沖縄県宮古土木事務所建築班（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-1437）
      - (ニ) 沖縄県八重山土木事務所建築班（石垣市宇真栄里438番地1 電話番号0980-82-3077）

- (2) インターネットによる受験申込み インターネットによる受験申込みは、平成16年以後に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験資格の確認のために必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに行うことができる。
- ア 受験申込受付期間及び時間 令和2年4月13日午前10時から同月20日午後4時まで
- イ 受験申込方法 センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。
- (3) 郵送による受験申込み
- ア 受験申込受付期間 令和2年3月25日から同年4月13日まで（申込受付期間最終日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- イ 受験申込方法 センター指定の払込用紙により、あらかじめ受験手数料を納付した後、センター指定の封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号紀尾井町パークビル）に郵送すること。
- 4 合格者の発表
- (1) 二級建築士試験
- ア 学科の試験 令和2年8月25日に発表する予定である。
- イ 設計製図の試験 令和2年12月3日に発表する予定である。
- (2) 木造建築士試験
- ア 学科の試験 令和2年9月8日に発表する予定である。
- イ 設計製図の試験 令和2年12月3日に発表する予定である。
- 5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。
- 6 その他 設計製図の課題は、令和2年6月10日以後にセンターのホームページに掲載する。

## 訓 令

### 沖縄県訓令第6号

知 事 部 局  
労働委員会事務局

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程を次のように定める。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程

（趣旨）

**第1条** この訓令は、沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号。以下「条例」という。）第2条第1項ただし書並びに会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第2条第3項及び第13条第2項の規定に基づき、会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職）

**第2条** 条例第2条第1項ただし書の規定により報酬の額を定める会計年度任用職員の職は、次に掲げる職とする。

- (1) 災害情報等受信・伝達業務等専門員
- (2) 消防学校舎監
- (3) 社会福祉法人等指導監査専門員
- (4) 生活保護等非常勤医
- (5) 生活保護法律専門家
- (6) 児童虐待対応法律専門家
- (7) 言語治療指導員
- (8) 衛生検査所精度管理専門員
- (9) 沖縄県災害医療コーディネーター

- (10) 国民健康保険指導監査専門医
- (11) 県立看護大学非常勤講師
- (12) 農業大学校舎監
- (13) 沖縄県立職業能力開発校非常勤講師
- (14) 国際交流員
- (15) 県立芸術大学客員教授
- (16) 県立芸術大学スクールカウンセラー
- (17) 県立芸術大学非常勤講師

2 規則第13条第2項の任命権者が必要であると認めるものの職は、前項第1号、第2号及び第12号に掲げる職とする。

(規則第2条第3項の任命権者が定めるもの)

**第3条** 規則第2条第3項の任命権者が定めるものは、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、同表の中欄に掲げる給料表の種類及び同表の右欄に掲げる職務の級とし、同項の報酬の別は、時間額とする。

職	給料表の種類	職務の級
事務補助	行政職給料表	1級
行政オンブズマン調査員	行政職給料表	2級
通訳・翻訳専門員	行政職給料表	3級
行政資料専門員	行政職給料表	1級
文書収発事務専門員	行政職給料表	1級
公益認定等財務審査専門員	行政職給料表	3級
私立高等学校等授業料軽減業務専門員	行政職給料表	1級
総務事務専門員	行政職給料表	1級
年金事務専門員	行政職給料表	1級
短期給付事務専門員	行政職給料表	1級
所有者不明土地管理業務員	行政職給料表	1級
公有財産管理業務員	行政職給料表	1級
県勢案内等専門員	行政職給料表	1級
沖縄県自治研修所講師	行政職給料表	3級
三重城合同庁舎管理業務員	行政職給料表	1級
研修業務補助員	行政職給料表	1級
税務事務専門員	行政職給料表	2級
北部職員住宅等管理業務員	行政職給料表	1級
地籍調査員	行政職給料表	1級
地理情報システム専門員	行政職給料表	1級
情報技術専門員	行政職給料表	1級
地域づくり応援員	行政職給料表	2級
移住コーディネーター	行政職給料表	2級

鳥獣保護管理員	行政職給料表	1級
動物愛護管理非常勤獣医師	医療職給料表(2)	5級
援護事務相談員	行政職給料表	1級
生活保護診療報酬明細書審査員	行政職給料表	1級
中国残留邦人等帰国者支援相談員	行政職給料表	2級
生活保護業務巡回指導員	行政職給料表	2級
有料老人ホーム専門指導員	行政職給料表	3級
介護サービス事業者等指導・支援員	行政職給料表	3級
児童扶養手当等認定事務員	行政職給料表	1級
待機児童対策特別事業指導員	行政職給料表	3級
施設医療給付専門指導員	行政職給料表	1級
広域相談専門員	行政職給料表	2級
障害福祉サービス事業者等指導・支援員	行政職給料表	3級
情報公表事務補助員	行政職給料表	1級
総合案内員	行政職給料表	1級
民間非営利活動支援相談員	行政職給料表	1級
交通事故相談員	行政職給料表	1級
就労促進指導員	行政職給料表	1級
面接相談員	行政職給料表	1級
生活保護認定調査員	行政職給料表	1級
生活保護新規申請調査員	行政職給料表	2級
介護扶助適正化支援員	行政職給料表	1級
健康管理支援員	行政職給料表	2級
適正保護推進員	行政職給料表	2級
生活保護医療扶助相談・指導員	行政職給料表	1級
学習支援専門員	行政職給料表	1級
債権管理適正化調査員	行政職給料表	1級
女性相談員	行政職給料表	1級
家庭児童支援員	行政職給料表	1級
母子・父子福祉協力員	行政職給料表	1級
母子・父子自立支援員	行政職給料表	1級
女性相談所生活指導専門員	行政職給料表	1級
児童コーディネーター	行政職給料表	1級

ケースワーク協力員	行政職給料表	1級
心理療法専門員	行政職給料表	1級
児童指導員	行政職給料表	1級
若夏学院生活指導専門員	行政職給料表	1級
家庭支援専門相談員	行政職給料表	1級
児童生活支援員	行政職給料表	1級
児童自立支援員	行政職給料表	3級
個別対応職員	行政職給料表	1級
児童虐待相談専門員	行政職給料表	3級
里親対応専門員	行政職給料表	3級
児童虐待ホットライン対応相談員	行政職給料表	3級
心理判定専門員	行政職給料表	1級
児童相談所生活指導専門員	行政職給料表	1級
学習指導専門員	教育職給料表(3)	2級
非行相談専門員	行政職給料表	3級
里親等委託調整員	行政職給料表	3級
受付相談専門員	行政職給料表	3級
生活指導保育専門員	行政職給料表	1級
平和祈念資料館学芸員	行政職給料表	1級
八重山平和祈念館学芸員	行政職給料表	1級
看護師等修学資金相談員	行政職給料表	2級
医療安全相談員	行政職給料表	2級
医療従事者養成校等支援相談員	行政職給料表	1級
精神医療診療報酬明細書審査員	行政職給料表	1級
結核医療診療報酬明細書審査員	行政職給料表	1級
依存症相談員	行政職給料表	3級
後期高齢者医療給付専門指導員	行政職給料表	3級
国民健康保険医療給付専門指導員	行政職給料表	3級
放射能調査員	行政職給料表	2級
環境保全指導員	行政職給料表	1級
廃棄物監視指導員	行政職給料表	1級
県立看護大学看護教育支援専門員	教育職給料表(1)	1級
県立看護大学保健業務専門員	医療職給料表(3)	2級

県立看護大学図書業務専門員	行政職給料表	1級
県立看護大学特任教授	教育職給料表(1)	4級
県立看護大学法人化支援専門員	行政職給料表	1級
がん登録業務補助員	行政職給料表	1級
地域移行支援専門相談員	行政職給料表	2級
ひきこもり相談支援専門員	行政職給料表	3級
住宅宿泊事業等業務補助員	行政職給料表	1級
と畜・食鳥検査非常勤獣医師	医療職給料表(2)	4級
ハブ研究専門員	研究職給料表	2級
食品表示調査・相談等事務補助員	行政職給料表	2級
農地調整事務補助員	行政職給料表	1級
地域森林計画業務補助員	行政職給料表	1級
漁船登録等業務員	行政職給料表	1級
漁港漁場業務員	行政職給料表	1級
深層水技術業務員	行政職給料表	1級
県立農業大学校実習助手	行政職給料表	2級
特殊病虫害一般防除員	行政職給料表	1級
特殊病虫害専任防除員	行政職給料表	1級
病虫害防除員	行政職給料表	1級
家畜衛生業務非常勤獣医師	医療職給料表(2)	4級
ダム管理技術員	行政職給料表	1級
森林保全巡視指導員	行政職給料表	1級
県営林管理業務補助員	行政職給料表	1級
用地補償員	行政職給料表	1級
用地事務員	行政職給料表	1級
企業誘致業務専門員	行政職給料表	1級
雇用推進員	行政職給料表	1級
物産・観光相談員	行政職給料表	1級
伝統工芸製品検査員	行政職給料表	1級
研究業務専門員	研究職給料表	2級
企業誘致推進員	行政職給料表	3級
県外求人開拓推進員	行政職給料表	2級
求人開拓支援員	行政職給料表	1級

巡回就職支援指導員	行政職給料表	2級
障害者職業訓練アドバイザー	行政職給料表	3級
障害者職業訓練支援者	行政職給料表	2級
障害者職業訓練補助員	行政職給料表	1級
障害者職業訓練コーディネーター	行政職給料表	2級
障害者職業訓練コーチ	行政職給料表	2級
空手関係図書業務専門員	行政職給料表	1級
空手関係学芸業務専門員	行政職給料表	1級
空手関係普及業務補助員	行政職給料表	1級
広域スポーツセンター専任指導者	行政職給料表	1級
旅券発給業務員	行政職給料表	1級
県立芸術大学教育補助専門員	教育職給料表(1)	1級
県立芸術大学保健業務専門員	医療職給料表(3)	2級
県立芸術大学図書業務専門員	行政職給料表	1級
県立芸術大学技術専門員	行政職給料表	1級
県立芸術大学事務業務補助員	行政職給料表	1級
県立芸術大学国際交流コーディネーター	行政職給料表	3級
県立芸術大学就職支援アドバイザー	行政職給料表	2級
県立芸術大学施設管理専門員	行政職給料表	1級
県立芸術大学視覚障がい者支援員	行政職給料表	2級
県立芸術大学情報技術専門員	行政職給料表	1級
博物館・美術館美術品調査員	行政職給料表	1級
博物館・美術館学芸業務補助員	行政職給料表	1級
博物館・美術館教育普及業務補助員	行政職給料表	1級
建設業事務員	行政職給料表	1級
宅地建物取引業事務員	行政職給料表	1級
会計事務指導員	行政職給料表	2級

#### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

#### 沖縄県訓令第7号

知 事 部 局  
労働委員会事務局

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月24日



沖縄県知事 玉 城 康 裕

**非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令**

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程**

本則（第1条、第7条及び第21条を除く。）中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

**第1条** この訓令は、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の任用、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条から第4条までを削る。

第5条第2項を削り、同条を第2条とする。

第6条第1項中「各部の主管課長」を「沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）第98条の4に規定する主管課の長」に改め、同条第2項第1号中「ちょう付」を「貼付」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条を第3条とする。

第7条（見出しを含む。）中「非常勤職員台帳」を「会計年度任用職員台帳」に、「非常勤職員の」を「会計年度任用職員の」に改め、同条を第4条とする。

第8条から第11条までを削る。

第12条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員が勤務時間の全部又は一部について勤務公署（公署に支所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。第11条第1項第12号において同じ。）外で勤務した場合において、勤務時間を算定し難いとき（職務の性質上その遂行の方法を大幅に当該職務に従事する職員の裁量に委ねる必要があるため、当該職務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し所属長が具体的な指示をすることが困難な場合として総務部長が定める場合に限る。）は、当該職員について定められた勤務時間勤務したものとみなす。

第12条を第5条とし、同条の次に次の4条を加える。

（休憩時間）

**第6条** 会計年度任用職員の休憩時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第4条の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

**第7条** 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第6条の4の規定の適用を受ける職員の例によるものとする。

（年次休暇）

**第8条** 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の適用を受ける職員として初めて採用された日（以下「採用日」という。）から起算して2月間継続勤務（知事が任命する職に継続して勤務するものをいう。以下同じ。）し、かつ、第1号に掲げる数を第2号に掲げる数で除して得た数が0.8以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。

(1) 採用日から2月経過日（採用日から起算して2月を超えて継続勤務する日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前日までの期間において出勤した日数に、2月経過日から6月経過日（採用日から起算して6月を超えて継続勤務する日をいう。次号において同じ。）の前日までの期間における全勤務日（所属長が定める勤務すべき日をいう。次号及び次項において同じ。）の日数を加えた日数

(2) 採用日から6月経過日の前日までの期間における全勤務日の日数

2 採用日から起算して1年2月以上継続勤務し、かつ、2月経過日から1年ごとに区分した各期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、当該期間）の初日（以下「基準日」という。）の前日の属する期間において出勤した日数が全勤務日の8割以上である会計年度任用職員に対しては、別表第1に定める日数の年次休暇を与えるものとする。



- 3 前2項の規定により与えられる年次休暇の日数のうち、2月経過日から1年ごとに区分した各期間に受けなかった日数がある場合は、その日数を当該期間満了の日の翌日の属する期間に限り、繰り越すことができる。
- 4 他の任命権者に任用されていた会計年度任用職員が知事が任命する会計年度任用の職に新たに採用された場合は、その採用された日を採用日として、前3項の規定を適用するものとする。
- 5 年次休暇は、会計年度任用職員の請求する時期に与えるものとする。ただし、所属長は、業務に支障がある場合は、他の時期に与えることができる。
- 6 年次休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、会計年度任用職員から要求があった場合は、1時間を単位として与えることができる。
- 7 年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

**第9条** 知事が任命する職（会計年度任用職員の職を除く。）にあった者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、採用日前に任用されていた職（以下「従前の職」という。）に採用された日を採用日として、前条の規定を適用するものとする。

- 2 前項の規定の適用を受ける会計年度任用職員が従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇は、前条の規定により与えられた年次休暇とみなす。ただし、従前の職の任用期間中に与えられた年次休暇に相当する休暇の日数のうち受けなかった日数がある場合は、同条第3項の規定にかかわらず、その年次休暇に相当する休暇が与えられた日から起算して2年を経過する日まで受けることができるものとする。
- 3 前項ただし書の場合において、前条第2項の規定により与えられる年次休暇の日数に前項ただし書の規定により受けることができるとされた日数を加えて得た日数は、40日を超えないものとする。
- 4 第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員のうち、従前の職において与えられた年次休暇に相当する休暇の日数が別表第1の規定を適用した場合に与えられるべき年次休暇の日数に満たないものには、採用日にその満たない年次休暇の日数を与えるものとする。

第13条及び第14条を削る。

第15条の見出し中「年次有給休暇」を「年次休暇」に改め、同条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第2号中「その他の」を「その他」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内  
第15条第8号中「別表第3死亡した者の欄に掲げる」を「別表第2の左欄に掲げる死亡した者の」に、「同表日数欄」を「同表の右欄」に改め、同条に次の2号を加え、同条を第10条とする。

(9) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間

(10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。）が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間

第16条第1項第3号中「生児」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）」に改め、同項第4号中「子（配偶者の子並びに民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に

関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。以下この号において同じ。）」を「子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同項第5号中「イ、」を削り、同号ア中「、父母、子（配偶者の子を含む。以下同じ。）」を「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、「父母、子」に改め、同項第6号中「指定する期間（以下」を「所属長が指定する期間（以下この号及び次号において）」に改め、同号ア中「勤務日」を「勤務日数」に改め、同号イ中「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」を「知事が任命する職」に改め、同号ウ中「特定職」を「知事が任命する職」に改め、同項第7号中「について1日につき定められた」を「について、1日につき所属長の定める」に改め、同号ア中「勤務日」を「勤務日数」に改め、同号イを次のように改める。

イ 1日につき所属長の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

第16条第1項第7号ウ中「特定職」を「知事が任命する職」に改め、同項第12号中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 所属長の定める勤務時間の範囲内（離島の勤務公署に勤務する女性の会計年度任用職員が交通機関等の事情により所属長が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあつては、その都度必要と認められる時間の範囲内）で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合にあつては、いずれの期間についてもその指示された回数）を限度として、その都度必要と認められる時間  
第16条第1項に次の1号を加える。

(14) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合 所属長が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

第16条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

第16条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 知事が任命する職（会計年度任用職員を除く。）にあつた者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、従前の職に採用された日から会計年度任用職員として採用されたものとみなして、前項第6号及び第7号の規定を適用するものとする。

第17条から第20条までを削る。

第21条中「非常勤職員を」を「会計年度任用職員を」に、「4月15日」を「4月30日」に、「非常勤職員任用報告書（第4号様式）」を「会計年度任用職員任用報告書（第3号様式）」を改め、同条を第12条とし、第22条を第13条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**別表第1（第8条関係）**

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	採用日から起算した継続勤務の期間						
		2月	1年2月	2年2月	3年2月	4年2月	5年2月	6年2月以上
5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

- 1 週の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあってはこの表の左欄に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる採用日から起算した継続勤務の期間の区分ごとに定める日数とする。
- 2 1週間の勤務日数が4日以下とされている会計年度任用職員又は1年間の勤務日数が216日以下とされている会計年度任用職員であって、1週間の勤務時間が30時間以上であるものに対するこの表の適用については、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数は5日以上あるものとみなす。

別表第2（第10条関係）

死亡した者	日数
配偶者又は父母	7日
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者若しくは配偶者の祖父母又は兄弟姉妹の配偶者若しくは配偶者の兄弟姉妹	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。別表第3を削る。

第1号様式中「第6条関係」を「第3条関係」に改め、職給料表 号給を給する。を

「（日・時間・月）額 円」に改める。

第2号様式中「第7条関係」を「第4条関係」に、「非常勤職員台帳」を「会計年度任用職員台帳」に、

「時給」を「（日・時間・月）額」に改める。

第3号様式を削る。

第4号様式中「第21条関係」を「第12条関係」に、「非常勤職員任用報告書」を「会計年度任用職員任用報告書」に改め、同様式を第3号様式とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

労働委員会事務局

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令**

沖縄県一般職非常勤職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程**

第1条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）」に改める。

第2条を削る。

第3条中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、「職務内容は」の次に「同表の」を加え、同条の表中

知事の事務部局 労働委員会の事務部局	事務補助	補助的又は定型的な業務	を
知事の事務部局	事務補助（大学助手）	補助的又は定型的な業務	
知事の事務部局	事務補助（獣医師）	補助的又は定型的な業務	
知事の事務部局	事務補助（看護師）	補助的又は定型的な業務	
知事の事務部局	事務補助（保健師）	補助的又は定型的な業務	
知事の事務部局	事務補助（その他医療職）	補助的又は定型的な業務	
知事の事務部局	事務補助（現業職）	補助的又は定型的な業務	
知事の事務部局	事務補助（研究職）	補助的又は定型的な業務	
知事の事務部局及び労働委員会の事務部局	事務補助	補助的又は定型的な業務	に、
知事公室	災害情報等受信・伝達業務等専門員	災害派遣要請に係る業務及び気象等の予報、警報又は通報の受信、関係機関への伝達等に関する補助的又は定型的な業務	を
知事公室	災害情報等受信・伝達業務等専門員	災害派遣要請に係る業務及び気象等の予報、警報又は通報の受信、関係機関への伝達等に関する補助的又は定型的な業務	に、
知事公室、環境部、文化観光スポーツ部及び上木建築部	通訳・翻訳専門員	通訳及び翻訳並びに資料等の収集整理に関する補助的又は定型的な業務	
知事公室	消防学校舎監	入寮生に対する訓練礼式、生活指導及び監督、学校の施設等の管理保全のための警備等に関する補助的又は定型的な業務	
総務部	年金事務専門員	組合員及び元組合員の年金相談、年金に係る申請・届出の受付登録等に関する補助的又は定型的な業務	を

総務部	年金事務専門員	組合員及び元組合員の年金相談、年金に係る申請・届出の受付登録等に関する補助的又は定型的な業務	に、
総務部	短期給付事務専門員	組合員及びその被扶養者の短期給付の支給に関する補助的又は定型的な業務	
総務部	県勢案内等専門員	県勢の案内、企業誘致に関する相談対応等に関する補助的又は定型的な業務	を
総務部	県勢案内等専門員	県勢の案内、企業誘致に関する相談対応等に関する補助的又は定型的な業務	に、
総務部	沖縄県自治研修所講師	職員研修の講義、カリキュラム及び研修教材の研究及び開発並びに企画及び運営に関する補助的又は定型的な業務	
企画部	移住コーディネーター	沖縄県に移住を希望する者に係る相談対応及び移住に係る情報発信等に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	生活保護診療報酬明細書審査員	生活保護法による医療扶助に係る診療報酬明細書の点検等に関する補助的又は定型的な業務	
企画部	地域づくり応援員	地域づくりの情報の収集及び発信、人材育成の実施並びにネットワークシステムの運用及び管理等に関する補助的又は定型的な業務	に、
企画部	移住コーディネーター	沖縄県に移住を希望する者に係る相談対応及び移住に係る情報発信等に関する補助的又は定型的な業務	
環境部	鳥獣保護管理員	鳥獣保護区等の管理、狩猟取締の実施、鳥獣の調査等に関する補助的又は定型的な業務	
環境部	動物愛護管理非常勤獣医師	狂犬病の予防並びに動物の愛護及び管理に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	社会福祉法人等指導監査専門員	社会福祉法人等の会計業務に係る指導監査、情報の収集並びに関係資料の作成及び整理に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	援護事務相談員	旧軍人等の履歴確認調査、恩給、年金、各種給付金等の請求の審査及び調査等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	生活保護診療報酬明細書審査員	生活保護法による医療扶助に係る診療報酬明細書の点検等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	生活保護等非常勤医	医療扶助等の給付に係る医学的判断並びに要保護者等に対する指導及び助言に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	中国残留邦人等帰国者支援相談員	中国残留邦人等帰国者に対する支援給付等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	交通事故相談員	交通事故被害者等からの相談対応等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	援護事務相談員	旧軍人等の履歴確認調査、恩給、年金、各種給付金	



		等の請求の審査及び調査等に関する補助的又は定型的な業務	
「	子ども生活福祉部	交通事故相談員	交通事故被害者等からの相談対応等に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	生活保護認定等事務適正化調査員	要保護者の資産及び収入の状況の調査、要保護者に対する扶養義務の履行状況の調査等に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	介護扶助適正化支援員	要保護者の居宅介護支援計画及び介護予防支援計画の確認等に関する補助的又は定型的な業務
「	子ども生活福祉部	生活保護認定調査員	被保護者の資産及び収入の状況の調査、被保護者に対する扶養義務の履行状況の調査等に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	生活保護新規申請調査員	保護の開始を申請する者の資産及び収入の状況の調査、その者に対する扶養義務の履行状況の調査等に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	介護扶助適正化支援員	被保護者の居宅介護支援計画及び介護予防支援計画の確認等に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	健康管理支援員	被保護者の健康の保持及び増進に関する補助的又は定型的な業務
「	子ども生活福祉部	債権管理適正化調査員	保護廃止ケースの債権管理に係る調査等に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	債権管理適正化調査員	保護廃止ケースの債権管理に係る調査等に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	生活保護法律専門家	要保護者の保護の決定及び実施に係る法律上の問題等に対する助言に関する補助的又は定型的な業務
「	子ども生活福祉部	女性相談所生活指導専門員	入所者の生活指導及び相談、健康管理、要保護女子の緊急受入れ等に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	母子・父子福祉協力員	母子家庭等に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還計画等の指導に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	母子・父子自立支援員	母子家庭等の自立に向けた情報提供及び指導並びに職業能力の向上及び求職活動の支援に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	女性相談所生活指導専門員	入所者の生活指導及び相談、健康管理、要保護女子の緊急受入れ等に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	児童コーディネーター	配偶者からの暴力を受けた者等が同伴する児童の支援のための関係機関との連絡調整に関する補助的又は定型的な業務
	子ども生活福祉部	ケースワーク協力員	配偶者からの暴力を受けた者の安全の確保のための警察との連携等に関する補助的又は定型的な業務

子ども生活福祉部	児童生活支援員	入所児童への生活指導等に関する補助的又は定型的な業務	を に、
子ども生活福祉部	児童生活支援員	入所児童への生活指導等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	児童自立支援員	入所児童の自立のための支援に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	里親対応専門員	里親等からの相談対応、委託児童の養育状況の把握等に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	児童虐待対応法律専門家	児童相談所が通告を受けた児童虐待の相談等に係る法律上の問題及び司法的手法を用いた対応方法等の助言に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	里親対応専門員	里親等からの相談対応、委託児童の養育状況の把握等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	児童虐待ホットライン対応相談員	夜間及び休日の児童虐待の通告への対応に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	学習指導専門員	入所児童の個々の学力に応じた学習の指導等に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	学習指導専門員	入所児童の個々の学力に応じた学習の指導等に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	言語治療指導員	児童及び保護者からの言語療法に係る相談への対応及び指導に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	受付相談専門員	児童に関する家庭その他からの相談の重篤度及び緊急度に応じた振り分け、緊急の受理会議の対応並びに児童相談等に関する相談の受理及び基礎調査に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	受付相談専門員	児童に関する家庭その他からの相談の重篤度及び緊急度に応じた振り分け、緊急の受理会議の対応並びに児童相談等に関する相談の受理及び基礎調査に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	生活指導保育専門員	一時保護が行われた小学校就学前の子どもの生活指導及び保育に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	看護師等修学資金相談員	看護師等修学資金に係る返還債務の履行の猶予及び返還債務の免除に関する相談対応及び指導、就業報告書の受付等に関する補助的又は定型的な業務	を
保健医療部	看護師等修学資金相談員	看護師等修学資金に係る返還債務の履行の猶予及び返還債務の免除に関する相談対応及び指導、就業報告書の受付等に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	衛生検査所精度管理専	衛生検査所の精度管理に係る指導監督等に関する補	

	門員	助的又は定型的な業務	
			を
保健医療部	医療従事者養成校等支援相談員	医療従事者養成校等の指導、監督等に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	医療従事者養成校等支援相談員	医療従事者養成校等の指導、監督等に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	沖縄県災害医療コーディネーター	災害時の医療の提供に係る助言及び調整に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	後期高齢者医療給付専門指導員	後期高齢者の医療と介護の給付調整等レセプトに関する保険者等からの相談対応及び保険医療機関等指導監査に関する補助的又は定型的な業務	を
保健医療部	依存症相談員	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症の相談への対応及び支援に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	後期高齢者医療給付専門指導員	後期高齢者の医療と介護の給付調整等レセプトに関する保険者等からの相談対応及び保険医療機関等指導監査に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	国民健康保険指導監査専門医	保険医療機関に対する指導監査及び医療給付に係る保険者等への助言に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	県立看護大学看護教育支援専門員	授業の準備、学生への技術的指導等に関する補助的又は定型的な業務	を
保健医療部	廃棄物監視指導員	廃棄物の不適正な処理及び不法投棄の調査、監視及び指導、関係機関との連絡等に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	県立看護大学看護教育支援専門員	学生への技術的指導等に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	県立看護大学法人化支援専門員	大学の法人化に向けた作業に関する補助的又は定型的な業務	を
保健医療部	県立看護大学特任教授	専門の領域における教育及び研究に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	県立看護大学法人化支援専門員	大学の法人化に向けた作業に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	県立看護大学非常勤講師	学生に対する講義等に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	ハブ研究専門員	抗ハブ毒ヒト抗毒素の実用化事業に関する補助的又は定型的な業務	を
保健医療部	住宅宿泊事業等業務補助員	住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業に係る届出の審査及び定期報告等に関する補助的又は定型的な業務	



保健医療部	住宅宿泊事業等業務補助員	住宅宿泊事業に係る届出の審査及び定期報告並びに旅館業に係る申請の審査等に関する補助的又は定型的な業務	に、
保健医療部	と畜・食鳥検査非常勤獣医師	と畜検査及び食鳥検査に関する補助的又は定型的な業務	
保健医療部	ハブ研究専門員	ハブ、ハブ毒及びハブ抗毒素の研究に関する補助的又は定型的な業務	
農林水産部	地域森林計画業務補助員	森林区域の確認調査、森林所有者調査等に関する補助的又は定型的な業務	を
農林水産部	地域森林計画業務補助員	森林区域の確認調査、森林所有者調査等に関する補助的又は定型的な業務	に、
農林水産部	漁船登録等業務員	漁船登録、検認、測度等に関する補助的又は定型的な業務	
農林水産部	ダム管理技術員	ダム管理事務所内における計器類の操作及び保守管理等に関する補助的又は定型的な業務	を
農林水産部	農業大学校舎監	学生の生活相談、指導及び健康管理、施設等の管理保全、火災及び盗難の防止等に関する補助的又は定型的な業務	に、
農林水産部	特殊病害虫一般防除員	移動制限植物の検査、消毒等に関する補助的又は定型的な業務	
農林水産部	特殊病害虫専任防除員	移動制限植物の検査のための船及び事業所への立入検査、廃棄処分等の命令等に関する補助的又は定型的な業務	
農林水産部	病害虫防除員	農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生の予察、農薬使用の指導等に関する補助的又は定型的な業務	
農林水産部	家畜衛生業務非常勤獣医師	監視伝染病の発生の予察のための検査及び研究並びに家畜の能力及び体型の改良に関する補助的又は定型的な業務	
農林水産部	ダム管理技術員	ダム管理事務所内における計器類の操作及び保守管理等に関する補助的又は定型的な業務	
農林水産部	森林保全巡視指導員	立木の伐採等の許可の有無の確認、山火事の発生の防止等に関する補助的又は定型的な業務	
商工労働部	研究業務専門員	研究開発及び技術支援に関する補助的又は定型的な業務	
商工労働部	伝統工芸製品検査員	伝統工芸製品の検査及び伝統工芸製品の製造業者の工場等への立入調査に関する補助的又は定型的な業務	に、
商工労働部	研究業務専門員	研究開発及び技術支援に関する補助的又は定型的な業務	

商工労働部	企業誘致推進員	企業訪問、誘致企業との折衝、企業情報の収集及び調査等に関する補助的又は定型的な業務		
商工労働部	県外求人開拓推進員	県外就職者の求人開拓、求人情報の収集、定着指導等に関する補助的又は定型的な業務		
「	商工労働部	巡回就職支援指導員	訓練受講者に対する就職指導、訓練受講者の就職状況の把握及び情報の収集等に関する補助的又は定型的な業務	を
」	商工労働部	巡回就職支援指導員	訓練受講者に対する就職指導、訓練受講者の就職状況の把握及び情報の収集等に関する補助的又は定型的な業務	に、
「	商工労働部	障害者職業訓練アドバイザー	障害者対象職業訓練コースの設置及び運営に対する助言、指導等に関する補助的又は定型的な業務	を
」	商工労働部	障害者職業訓練コーディネーター	障害者委託訓練に関する個々の障害者の状況の把握及び情報の収集、委託先の開拓及び委託訓練カリキュラムのコーディネート等に関する補助的又は定型的な業務	に、
「	商工労働部	障害者職業訓練コーディネーター	障害者委託訓練に関する個々の障害者の状況の把握及び情報の収集、委託先の開拓及び委託訓練カリキュラムのコーディネート等に関する補助的又は定型的な業務	を
」	商工労働部	沖縄県立職業能力開発校非常勤講師	訓練生に対する職業訓練及び生活指導に関する補助的又は定型的な業務	に、
「	文化観光スポーツ部	旅券発給業務員	旅券の発給に関する補助的又は定型的な業務	を
」	文化観光スポーツ部	旅券発給業務員	旅券の発給に関する補助的又は定型的な業務	に、
「	文化観光スポーツ部	国際交流員	国際交流に係る翻訳及び通訳並びに異文化の理解のための交流活動等に関する補助的又は定型的な業務	を
」	文化観光スポーツ部	県立芸術大学技術専門員	実習授業等に要する機械器具の操作、保守等に関する補助的又は定型的な業務	に、
「	文化観光スポーツ部	県立芸術大学図書業務専門員	図書・芸術資料の収集、整理、展示、保管等に関する補助的又は定型的な業務	を
」	文化観光スポーツ部	県立芸術大学技術専門員	実習授業等に要する機械器具の操作、保守等に関する補助的又は定型的な業務	に、
「	文化観光スポーツ部	県立芸術大学客員教授	専攻の領域における教育及び研究に関する補助的又は定型的な業務	を
」	文化観光スポーツ部	県立芸術大学図書業務専門員	図書・芸術資料の収集、整理、展示、保管等に関する補助的又は定型的な業務	に、
「	文化観光スポーツ部	県立芸術大学国際交流コーディネーター	留学生等の相談、助言及び援助並びに国際交流等に関する補助的又は定型的な業務	を
」	文化観光スポーツ部	県立芸術大学国際交流コーディネーター	留学生等の相談、助言及び援助並びに国際交流等に関する補助的又は定型的な業務	

文化観光スポーツ部	県立芸術大学国際交流コーディネーター	留学生等の相談、助言及び援助並びに国際交流等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学スクールカウンセラー	学生等のカウンセリング、助言、援助等に関する補助的又は定型的な業務

に、

文化観光スポーツ部	県立芸術大学視覚障がい者支援員	教科書、副教材等の点訳その他の視覚障がいのある学生の支援に関する補助的又は定型的な業務
-----------	-----------------	---------------------------------------------

を

文化観光スポーツ部	県立芸術大学視覚障がい者支援員	教科書、副教材等の点訳その他の視覚障がいのある学生の支援に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学非常勤講師	学生に対する講義等に関する補助的又は定型的な業務
文化観光スポーツ部	県立芸術大学情報技術専門員	大学内の各ネットワークの管理体制の構築等に関する補助的又は定型的な業務

に改

め、同条を第2条とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(嘱託獣医師設置規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 嘱託獣医師設置規程（昭和56年沖縄県訓令第7号）
- (2) 沖縄県立農業大学校舎監設置規程（昭和56年沖縄県訓令第17号）
- (3) 沖縄県企業誘致推進役設置規程（昭和59年沖縄県訓令第36号）
- (4) 衛生検査所精度管理専門委員設置規程（昭和62年沖縄県訓令第9号）
- (5) 沖縄県立芸術大学客員教授設置規程（昭和63年沖縄県訓令第26号）
- (6) 通訳・翻訳嘱託員設置規程（平成3年沖縄県訓令第22号）
- (7) 沖縄県鳥獣保護管理員設置規程（平成4年沖縄県訓令第20号）
- (8) 沖縄県消防学校舎監設置規程（平成6年沖縄県訓令第3号）
- (9) 沖縄県自治研修所嘱託講師設置規程（平成8年沖縄県訓令第5号）
- (10) 家畜衛生業務嘱託獣医師設置規程（平成9年沖縄県訓令第12号）
- (11) 国民健康保険指導監査専門医設置規程（平成11年沖縄県訓令第11号）
- (12) 沖縄県県外求人開拓推進員設置規程（平成12年沖縄県訓令第22号）
- (13) 児童虐待対応嘱託法律専門家設置規程（平成14年沖縄県訓令第11号）
- (14) 沖縄県廃棄物監視指導員設置規程（平成16年沖縄県訓令第14号）
- (15) 沖縄県障害者職業訓練アドバイザー設置規程（平成16年沖縄県訓令第30号）
- (16) 児童虐待ホットライン対応嘱託員設置規程（平成17年沖縄県訓令第43号）
- (17) 社会福祉法人等指導監査専門員設置規程（平成18年沖縄県訓令第15号）
- (18) 沖縄県立職業能力開発校非常勤講師設置規程（平成19年沖縄県訓令第23号）
- (19) 沖縄県生活保護等嘱託医設置規程（平成20年沖縄県訓令第16号）
- (20) 沖縄県立看護大学特任教授設置規程（平成20年沖縄県訓令第19号）
- (21) 沖縄県中国残留邦人等帰国者支援相談員設置規程（平成21年沖縄県訓令第52号）
- (22) 沖縄県母子・父子福祉協力員設置規程（平成23年沖縄県訓令第64号）
- (23) 沖縄県母子・父子自立支援員設置規程（平成24年沖縄県訓令第5号）
- (24) 沖縄県地域づくり応援員設置規程（平成25年沖縄県訓令第33号）
- (25) 沖縄県児童相談所言語治療指導員設置規程（平成26年沖縄県訓令第73号）
- (26) 沖縄県生活保護嘱託法律専門家設置規程（平成28年沖縄県訓令第31号）

(27) 沖縄県災害医療コーディネーター設置規程（平成29年沖縄県訓令第25号）

### 沖縄県訓令第9号

子ども生活福祉部

消費生活推進員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 消費生活推進員設置規程を廃止する訓令

消費生活推進員設置規程（平成18年沖縄県訓令第39号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、令和2年3月24日から施行する。

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第2号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月24日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

#### 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「すべて」を「全て」に、「貴院」を「貴病院」に改め、「についても」の次に「、極度額円の範囲内で、」を加える。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 教育委員会事項

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

### 沖縄県教育委員会規則第1号

#### 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び市町村の教育委員会の職員となっているもの」を「又は市町村の教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあっては、当該事務を分掌する内部組織を含む。第2号及び第3条第1項において同じ。）又は教育機関に置かれている職員」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「及び」を「又は」に改め、同条第2項第1号中「第3条第2項」を「次条第2項第1号」に、「第9条第1項第3号ニ」を「第9条第1項第3号ホ」に改め、同項第2号中「学校をいう。」の次に「及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）」を、「学校法人をいう」の次に「。次条第2項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「前2号に掲げる」を「前3号に掲げる」に、「前2号に準ずる」を「これらの号に準ずる」に

改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 沖縄県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。次条第2項第3号において同じ。）の理事

第3条第1項中「及び市町村の教育委員会の職員となっているもの」を「又は市町村の教育委員会の事務局又は教育機関に置かれている職員」に改め、同条第2項第2号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する」を削り、同項第3号中「前2号に掲げる」を「前3号に掲げる」に、「前2号に準ずる」を「これらの号に準ずる」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 沖縄県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

第4条第2項第2号中「前条第2項第2号」を「前条第2項第2号及び第3号」に改める。

第5条第2項中「第3条第2項第1号及び第2号」を「第3条第2項第1号から第3号まで」に改める。  
第2号様式及び第7号様式中

「□2 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的  
事項の指導等に関する事務に従事している。」

「□2 指導主事、社会教育主事その他教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第1号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた市町村にあつては、当該事務を分掌に、する内部組織を含む。）又は教育機関において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している。」

「□6 県内に幼・小・中・高等学校等を設置する学校法人の理事である。」を

「□6 県内に幼・小・中・高等学校等を設置する学校法人の理事である。」に改める。

□7 県内に幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事である。」

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 沖縄県教育委員会訓令第1号

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月24日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

#### 沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

日次中「健康診断（第28条—第38条）」を「健康管理（第28条—第41条）」に、「療養及び出勤等の手続（第39条—第44条）」を「療養及び出勤等の報告（第42条—第47条）」に、「第45条—第47条」を「第48条—第50条」に改める。

第18条第1項中「11人」を「13人」に改める。

「第3章 健康診断」を「第3章 健康管理」に改める。

第36条中「職員健康管理票」を「職員健康診断票」に改める。

第47条を第50条とし、第46条を第49条とし、第45条を第48条とする。

第44条第1項中「ものについては、復職者状況報告書を指定された期間ごとに教育長に提出しなければならない」を「者に復職後の状況報告書を1箇月を経過する日ごとに報告させるものとする」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、第4章中同条を第47条とする。

2 校長は、前項の規定により報告を受けた場合は、復職者状況報告書を3箇月を経過する日ごとに教育長に提出しなければならない。

第43条の見出し中「手続」を「報告」に改め、同条を第46条とする。

第42条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

療養のため病気休暇を承認され、又は休業を命ぜられた職員は、療養を開始した日から1箇月を経過する日ごとに、療養状況報告書を校長に提出しなければならない。



第42条を第45条とし、第39条から第41条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章の章名中「手続」を「報告」に改める。

第3章中第38条の次に次の3条を加える。

(過重労働対策)

**第39条** 法第66条の8の規定による面接指導は、産業医が実施するものとする。

2 面接指導の対象者、実施方法その他面接指導の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等の実施)

**第40条** 法第66条の10第1項の規定による心理的な負担の程度を把握するための検査(第3項において「検査」という。)は、総括安全衛生管理者が実施するものとする。

2 校長は、法第66条の10第3項に規定する要件に該当する職員であって、面接指導を希望するものに対し、産業医による面接指導を実施するものとする。

3 検査の対象者、実施体制、実施方法その他検査の実施に必要な事項及び面接指導に必要な事項は、教育長が別に定める。

(心の健康づくり計画の策定)

**第41条** 総括安全衛生管理者は、法第70条の2の規定により厚生労働大臣が公表した指針を踏まえ、沖縄県立学校職員心の健康づくり計画を策定するものとする。

別表第2を次のように改める。

**別表第2** (第34条、第35条関係)

健康管理指導区分及び事後措置の基準

区分		内容
生活規正の面	A (要休業)	勤務を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	勤務をほぼ平常に行ってよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医療の面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**公安委員会事項**

**沖縄県公安委員会規則第3号**

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

沖縄県公安委員会

**沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

沖縄県道路交通法施行細則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3 一般国道331号の項に次のように加える。

国頭郡大宜味村字塩屋安慶名912番1から名護市字辺野古上福地原692番1まで

別表第3 県道8号線の項の次に次のように加える。

県道26号線 沖縄市字白川佐久間良原227番2から沖縄市知花5丁目2598番1まで

別表第3中 「 県道81号線  
県道81号線 」 を 「 県道81号線 」 に、 「 県道85号線  
県道85号線 」 を

「 県道85号線 」 に改め、同表県道伊計平良川線の項の次に次のように加える。

県道国頭東線 国頭郡国頭村字奥新田原541番2から国頭郡東村字平良平良原555番2まで

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第4号

古物営業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

沖縄県公安委員会

古物営業法施行細則の一部を改正する規則

古物営業法施行細則（平成21年沖縄県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第23条」を「第23条第1項又は第2項」に改める。

第12条第1項中「第24条」を「第24条第1項又は第2項」に改め、同条第2項中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

様式第1号中 「 第3条 第1項  
第2項 」 を「第3条」に改める。

様式第12号中「第23条」を 「 第23条 第1項  
第2項 」 に改める。

様式第13号中「第24条」を 「 第24条 第1項  
第2項 」 に改める。

様式第14号中 「 第6条第1項  
第24条 」 を 「 第6条第1項  
第24条第1項 」 に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示2第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年3月24日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金城明律

（自主調整協議会の設置）

第1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 各協議会は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）に登録された者により構成する。

（協議会への加入）

第2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人（以下「構成員」という。）により組織され、構成員が特定できる者であること。
- (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
- (2) 構成員を明らかにする名簿
- (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類

3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとする者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、名簿に登録された者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、その者を名簿から削除するものとする。

（共同申請）

第3 この指示の第4から第8まで及び第13に規定する事項について2以上の者が共同して申請しようとするときは、そのうちいずれか1の者を代表者に選定し、代表者選定届（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

（敷設の承認等）

第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、敷設前に、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第4号様式）及び当該共同漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と当該位置その他敷設に必要な内容に係る協議が調ったことを証する協議書（第5号様式。以下「協議



書」という。)

- (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
- (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から令和3年3月31日までとする。

3 委員会は、第1項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとし、その有効期間は、承認を受けた日から令和3年3月31日までとする。

（敷設の再承認）

第5 沖縄海区漁業調整委員会指示31第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁について、その敷設者は、令和2年6月30日までに申請書を委員会に提出し、委員会の承認（以下「再承認」という。）を受けなければならない。

2 前項の申請書には、第11の規定を遵守していること及び浮魚礁の浮体位置を確認することができる写真を添付しなければならない。

3 前項の規定により確認した浮魚礁の浮体位置の緯度又は経度のいずれか又はその両方が敷設承認を受けた協議位置（以下「協議位置」という。）から2分以上離れている場合は、第1項の申請書に当該浮体位置に係る協議書を添付しなければならない。

4 第4の第3項の規定は、第1項の再承認について準用する。

5 沖縄海区漁業調整委員会指示31第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、承認の有効期間を令和2年7月1日以後初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

（敷設後の承認）

第6 第4の承認又は第5の再承認を受けた後に次に掲げる場合に該当するときは、浮魚礁の構造についてあらかじめ委員会事務局の確認を受けて委員会の承認前に敷設することができる。ただし、敷設後は速やかに委員会の承認（以下「事後承認」という。）を受けなければならない。

(1) 令和元年11月1日から令和2年3月31日まで（以下「特例期間」という。）に第4の承認を受けた場合で同年6月30日までに敷設する場合

(2) 特例期間に浮魚礁の流失を確認し、令和2年6月30日までに敷設する場合（構造及び協議位置に変更がない場合に限る。）

(3) 第5の再承認を受けた後に浮魚礁の流失を確認し、令和3年3月31日までに敷設する場合（構造及び協議位置に変更がない場合に限る。）

(4) 浮魚礁の種別（表層、中層及び表中層）の変更を伴わない軽微な浮魚礁の構造変更の場合

2 第4の第3項の規定は、前項の事後承認について準用する。

（完了届の提出）

第7 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。

（流失届の提出）

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第7号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

（協議書の省略）

第9 次に掲げる場合には、協議書の添付を省略することができる。

(1) 第5の第2項の浮体位置の確認において浮魚礁の流失が判明した場合において、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置に浮魚礁を敷設し、令和2年6月に開催される委員会までに承認を受けて、令和3年3月31日までに敷設する場合

(2) 第6に該当する場合

(3) 委員会が特に必要と認める場合

（承認の制限、条件等）

第10 敷設を承認する浮魚礁の数は、県が敷設するものは100基、市町村及び漁業協同組合等が敷設するものは150基を限度とする。

2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行の安全又は漁業調整等に支障を来すおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たって制限若しくは条件を付すことができる。

（浮魚礁の管理）

第11 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

（違反に対する措置）

第12 委員会は、敷設承認を受けた者がこの指示に違反していると認めるときは、その決議を経て、敷設承認を取り消すものとする。

2 委員会は、第4の第1項、第5の第1項又は第6の規定に違反していると認めるときは、その決議を経て、これを利用する者に対しその利用制限を命じることができる。

（浮魚礁の利用）

第13 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。

2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となるような協定を締結し、又は協議を調えてはならない。

3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。

4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は、操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

第14 この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第1号様式（第2関係）

加入資格確認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
下記のとおり第 ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示2第1号に基づき加入資格の確認を申請します。		
記		
1 法人の種類及び根拠法令：		
2 構成人員の事業種類：		
3 添付書類：		

第2号様式（第3関係）

代表者選定届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。		
記		
共同申請名称：		
代表者	：	所在地 名称 (代表者氏名)

第3号様式（第4、第5、第6関係）

浮魚礁敷設承認申請書		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	所在地 名称 （代表者氏名）	印
下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示2第1号に基づき申請します。		
記		
1 承認を受けようとする浮魚礁の名称	:	
2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置	: 北緯	東経
（年度初めの再承認申請の場合、確認した浮体位置）		
3 浮魚礁の種類	:	

浮魚礁敷設承認証	
敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。	
1 承認番号	: 沖調U2第 号
2 承認期間	: 年 月 日から 年 月 日まで
3 制限又は条件	:
(1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。	
(2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。	
(3) 承認証の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。	
年 月 日	
沖縄海区漁業調整委員会 会長	
印	

第4号様式（第4関係）

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿	所在地 名称 （代表者氏名）	印
下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。		
記		
1 浮魚礁の名称	:	
2 敷設した位置	: 北緯	東経
3 共同漁業権の番号	: 共同第 号	
4 浮魚礁の種類	:	
5 敷設した日	: 年 月 日	

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。  
 2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式（第4、第5関係）

協議書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 ブロック浮魚礁自主調整協議会  
所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

浮魚礁の名称	敷設位置（世界測地系）	種類	協議理由
	北緯                      東経		

第6号様式（第7関係）

浮魚礁敷設完了届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称                      :

2 敷設した日                                :            年    月    日

3 敷設した位置                            : 北緯                      東経

4 G P Sの測地系の種類 :

5 敷設した位置の水深                    :            m

6 敷設したロープの長さ                 :            m

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 次の写真を添付すること。

(1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真

(2) 敷設後に撮影したG P S画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式（第8関係）

浮魚礁流失届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地  
名称  
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称                      :

2 流失を確認した日                        :            年    月    日

3	敷設した位置	: 北緯	東経
4	回収の有無	:	
5	流失の原因と今後の対応:		

- 注 1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。  
 2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。  
 3 この浮魚礁流失届には、第8の規定により海上保安部又は海上保安署に提出した書類の写しを添付すること。

**第8号様式 (第13関係)**

承認旗等設定届		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
所在地 名称 (代表者氏名)		印
浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。		

注 承認旗等の形状を示すこと。

**沖縄海区漁業調整委員会指示2第2号**

沖縄海区におけるイセエビ類及びセミエビ類の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和2年3月24日

沖縄海区漁業調整委員会  
 会長 金城明律

(定義)

- 第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。
- (1) 「イセエビ類」とは、十脚目イセエビ目イセエビ科のカノコイセエビ（ネッタイイセエビを含む。）、アマミイセエビ、シマイセエビ、ゴシキエビ、ニシキエビ及びケブカイセエビをいう。
  - (2) 「セミエビ類」とは、十脚目イセエビ目セミエビ科のセミエビ及びコブセミエビをいう。
- (採捕の制限)
- 第2 抱卵したセミエビ類を採捕してはならない。  
 (体長の制限)
- 第3 体長20センチメートル以下のイセエビ類及びセミエビ類を採捕してはならない。  
 (採捕禁止期間)
- 第4 令和2年4月1日から同年7月31日までの間、イセエビ類及びセミエビ類を採捕してはならない。  
 (試験研究等の適用除外)
- 第5 第2から第4までの規定は、次に掲げる場合において沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が行う採捕については、適用しない。
- (1) 試験研究の用に供する場合
  - (2) 委員会が特に必要と認める場合
- (承認申請)
- 第6 第5の承認を受けようとする者は、イセエビ類（セミエビ類）採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。  
 (承認証の交付)
- 第7 委員会は、第5若しくは第11の規定によりイセエビ類若しくはセミエビ類の採捕の承認をしたとき、又は第12の規定により申請があったときは、イセエビ類（セミエビ類）採捕承認証（第2号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

(承認証の携帯)

第8 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕を行うときは、承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

(承認の条件)

第9 委員会は、第5又は第11の規定による承認をするに当たり、制限又は条件を付することができる。

(承認者の禁止事項)

第10 承認を受けた者は、承認証に記載された事項に違反して採捕してはならない。

(承認内容の変更)

第11 承認を受けた者が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめイセエビ類(セミエビ類)採捕承認内容変更申請書(第3号様式)を委員会に提出し、委員会の承認を受けなければならない。

(承認証の再交付)

第12 承認を受けた者が、承認証を亡失し、若しくは毀損し、又は承認を受けた者の住所に変更があったときは、遅滞なくイセエビ類(セミエビ類)採捕承認証再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第13 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕の終了後遅滞なく、イセエビ類(セミエビ類)採捕報告書(第5号様式)を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第14 この指示の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第1号様式(第6関係)

イセエビ類(セミエビ類)採捕承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所  
氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示2第2号に基づき、イセエビ類(セミエビ類)の採捕の承認を受けた  
いので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するイセエビ類(セミエビ類)の種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 採捕に従事(委託)する者の住所及び氏名
- 6 使用する船舶
  - (1) 船名 :
  - (2) 漁船登録番号 :
  - (3) 総トン数 :
  - (4) 所有者氏名 :
- 7 用途
- 8 計画内容

第2号様式(第7関係)

承認番号 沖調I第 号

イセエビ類(セミエビ類)採捕承認証

住所  
氏名

---

- 1 採捕するイセエビ類(セミエビ類)の種類及び数量



2	採捕区域						
3	採捕期間	年	月	日から	年	月	日まで
4	採捕に従事（委託）する者の住所及び氏名						
5	使用する船舶						
	(1) 船名	:					
	(2) 漁船登録番号	:					
	(3) 総トン数	:					
6	承認期間	年	月	日から	年	月	日まで
7	制限又は条件						
年 月 日 沖縄海区漁業調整委員会 会長 印							

第3号様式（第11関係）

イセエビ類（セミエビ類）採捕承認内容変更申請書								
		年 月 日						
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿								
		住所						
		氏名 印						
沖縄海区漁業調整委員会指示2第2号に基づくイセエビ類（セミエビ類）の採捕の承認について、承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。								
記								
1	承認番号							
2	変更理由							
3	変更事項							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 40%;">変更前</th> <th style="width: 45%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			項目	変更前	変更後			
項目	変更前	変更後						

第4号様式（第12関係）

イセエビ類（セミエビ類）採捕承認証再交付申請書		
		年 月 日
沖縄海区漁業調整委員会会長 殿		
		住所
		氏名 印
沖縄海区漁業調整委員会指示2第2号に基づくイセエビ類（セミエビ類）の採捕の承認について、下記の理由により承認証の再交付を申請します。		
記		
1	承認番号	
2	亡失若しくは毀損又は住所を変更した年月日	年 月 日
3	亡失若しくは毀損又は住所を変更した理由	

第5号様式（第13関係）

イセエビ類（セミエビ類）採捕報告書		
		年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

印

沖縄海区漁業調整委員会指示2第2号に基づくイセエビ類（セミエビ類）の採捕の承認について、採捕状況を下記のとおり報告します。

記

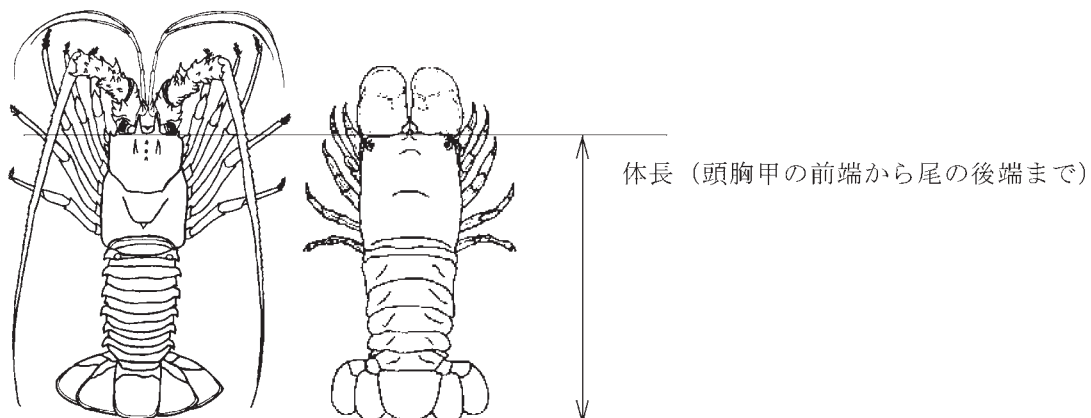
- 1 承認番号
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 主な採捕場所
- 4 主な採捕方法
- 5 採捕状況 別紙のとおり  
(試験研究等の採捕については、試験研究結果報告書を添付すること。)

別紙（第5号様式関係）

イセエビ類（セミエビ類）の採捕状況 氏名（ ）

採捕日	イセエビ類（セミエビ類）の種類	大きさ	重さ
月 日		cm	kg

※大きさ欄には、体長（下図参照）を記入すること。



## 収用委員会事項

沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

沖縄県収用委員会

会長 野 崎 聖 子

沖縄県収用委員会規則第1号

沖縄県収用委員会規則の一部を改正する規則

沖縄県収用委員会規則（昭和50年沖縄県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- 第2条第1項中「もつて」を「もって」に改める。
- 第3条第2項中「いたつた」を「いたった」に改める。
- 第5条中「よつて」を「よって」に改める。

第6条中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号から第11号までを削り、同条第12号中「第94条第4項」の次に「（法第124条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第3号とし、同条中第13号を第4号とし、第14号から第16号までを削り、第17号を第5号とし、第18号から第26号までを削り、第27号を第6号とし、第28号を第7号とし、第29号を第8号とする。

第12条中「よつて」を「よって」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「あつては」を「あっては」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（事務局長の専決事項）

**第7条** 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 法第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写しの送付並びに裁決の申請があった旨の通知
- (2) 法第42条第5項（法第47条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による知事が求める書類の送付
- (3) 法第45条第1項の規定による裁決の申請があった旨の通知
- (4) 法第45条の2の規定による裁決手続開始を決定した旨の公告及び裁決手続開始の登記の嘱託
- (5) 法第46条第2項及び法第94条第5項（法第124条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審理の期日及び場所の通知
- (6) 法第47条の4第1項の規定による明渡裁決の申立てに関する書類の写しの送付及び明渡裁決の申立てがあった旨の通知
- (7) 法第50条第4項（法第94条第6項（法第124条第3項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による和解調書の正本の送達
- (8) 法第65条第3項（法第94条第6項（法第124条第3項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証票の発行
- (9) 法第66条第3項（法第94条第6項において準用する場合を含む。）の規定による裁決書の正本の送達
- (10) 法第118条第1項の規定による確認申請書の写しの送付
- (11) 法第120条において準用する法第66条第3項の規定による確認書及び確認拒否書の正本の送達
- (12) 法第123条第3項の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用許可の通知
- (13) 法第138条において準用する法各条に規定する事務のうち前各号に相当する事務
- (14) 土地収用法施行令（昭和26年政令第342号。以下「政令」という。）第1条の9の規定による裁決手続開始の決定の通知
- (15) 政令第1条の10の規定による明渡裁決の申立てがあった旨の通知
- (16) 政令第1条の14の規定による差押えに係る配当機関への通知
- (17) 政令第5条の規定による公示送達
- (18) 政令第6条の2において準用する政令第5条の規定による公示の通知
- (19) 政令第6条の3第2項の規定による代理人の数の制限の通知
- (20) 土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下「省令」という。）第20条の規定による確認証書の交付
- (21) 省令第22条第2項の規定による支払委託書の送付
- (22) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第13条第6項（同法第32条第6項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書の発行

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
-------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 補正予算の要領

### 令和元年度沖繩県一般会計補正予算（第5号）

令和元年度沖繩県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に5,934,991千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ743,014,786千円とする。

**2** 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

**第3条** 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

**第4条** 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

歳入	歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	県	税		131,211,625	4,083,936	135,295,561
		1	県民税	44,957,000	693,561	45,650,561
		2	事業税	29,467,000	2,506,272	31,973,272
		3	地方消費税	24,824,000	615,394	25,439,394
		4	不動産取得税	4,161,000	337,551	4,498,551
		5	県たばこ税	1,873,000	△ 13,821	1,859,179
		6	ゴルフ場利用税	779,000	16,151	795,151
		8	軽油引取税	7,795,000	186,028	7,981,028
		9	自動車税	15,434,000	△ 231,989	15,202,011
		12	石油価格調整税	1,028,000	△ 25,211	1,002,789
2	地方消費税清算金			49,687,081	△ 1,640,318	48,046,763
		1	地方消費税清算金	49,687,081	△ 1,640,318	48,046,763
3	地方譲与税			24,073,159	△ 1,639,982	22,433,177
		1	地方法人特別譲与税	23,229,000	△ 1,639,982	21,589,018
4	市町村たばこ税 県交付金			507,954	32,316	540,270
		1	市町村たばこ税県交付金	507,954	32,316	540,270
5	地方特例交付金			507,000	1,456,725	1,963,725
		1	地方特例交付金	507,000	29,307	536,307
		2	子ども・子育て支援臨時交付金	0	1,427,418	1,427,418
6	地方交付税			210,100,000	1,358,168	211,458,168
		1	地方交付税	210,100,000	1,358,168	211,458,168
8	分担金及び負担金			714,629	138,935	853,564
		1	分担金	87,009	43,407	130,416
		2	負担金	627,620	95,528	723,148



款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
9 使用料及び手数料		15,787,934	28,835	15,816,769
	3 証紙収入	2,353,966	28,835	2,382,801
10 国庫支出金		194,257,165	△ 1,229,965	193,027,200
	1 国庫負担金	46,902,831	△ 790,598	46,112,233
	2 国庫補助金	145,290,978	△ 232,568	145,058,410
	3 委託金	2,063,356	△ 206,799	1,856,557
11 財産収入		4,779,931	149,080	4,929,011
	1 財産運用収入	1,540,824	△ 9,976	1,530,848
	2 財産売却収入	3,239,107	159,056	3,398,163
12 寄附金		46,650	1,423,000	1,469,650
	1 寄附金	46,650	1,423,000	1,469,650
13 繰入金		28,716,116	△ 1,675,911	27,040,205
	1 特別会計繰入金	939,324	20,894	960,218
	2 基金繰入金	27,776,792	△ 1,696,805	26,079,987
14 繰越金		661,209	3,409,010	4,070,219
	1 繰越金	661,209	3,409,010	4,070,219
15 諸収入		29,583,142	△ 404,638	29,178,504
	4 貸付金元利収入	17,793,997	△ 66,666	17,727,331
	8 雑収入	5,438,616	△ 337,972	5,100,644
16 県債		46,089,300	445,800	46,535,100
	1 県債	46,089,300	445,800	46,535,100
歳入合計		737,079,795	5,934,991	743,014,786

歳出	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 議会		1,454,192	△ 37,978	1,416,214
	1 議会費	1,454,192	△ 37,978	1,416,214
2 総務		67,571,801	△ 133,521	67,438,280
	1 総務管理費	18,483,291	△ 20,531	18,462,760
	2 企画費	12,625,293	46,227	12,671,520
	3 徴税費	5,722,587	△ 46,760	5,675,827
	4 市町村振興費	25,467,150	6,346	25,473,496
	5 選挙費	814,160	△ 125,101	689,059
	7 統計調査費	652,628	6,298	658,926
3 民生		116,946,393	465,927	117,412,320
	1 社会福祉費	71,326,613	△ 385,257	70,941,356
	2 児童福祉費	36,543,626	353,351	36,896,977
	3 生活保護費	9,002,263	497,833	9,500,096
	4 衛生費	37,040,851	△ 144,588	36,896,263
	1 公衆衛生費	15,792,364	232,005	16,024,369
	2 環境衛生費	2,060,169	△ 42,317	2,017,852
	3 環境保全費	2,747,070	△ 46,460	2,700,610
	4 保健所費	2,112,725	△ 5,184	2,107,541
	5 医薬費	6,363,381	△ 282,632	6,080,749
5 労働		2,994,769	△ 158,379	2,836,390
	1 労働費	1,784,825	△ 57,207	1,727,618
	2 職業訓練費	1,075,825	△ 101,172	974,653
6 農林水産業費		56,734,096	3,928,936	60,663,032
	1 農業費	19,975,898	700,062	20,675,960
	2 畜産業費	3,807,551	29,716	3,837,267
	3 農地費	23,494,474	3,204,074	26,698,548

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 商工費	4 林業費	1,804,788	49,800	1,854,588
	5 水産業費	7,651,385	△ 54,716	7,596,669
8 土木費	1 商業費	35,298,761	△ 290,568	35,008,193
	2 工業費	4,259,782	△ 353,483	3,906,299
9 警察費	1 土木管理費	82,944,714	△ 4,025,890	78,918,824
	2 道路橋りょう費	11,467,479	△ 171,378	11,296,101
	3 河川海岸費	27,849,141	△ 1,480,894	26,368,247
	4 港湾費	7,466,926	△ 565,583	6,901,343
	5 都市計画費	10,940,059	△ 1,882,695	9,057,364
	6 住宅費	13,404,862	1,062,517	14,467,379
	7 空港費	7,038,722	△ 150,768	6,887,954
10 教育費	1 警察管理費	4,777,525	△ 837,089	3,940,436
	2 警察活動費	35,107,561	△ 182,967	34,924,594
11 災害復旧費	1 教育総務費	32,096,616	△ 107,292	31,989,324
	2 小學校費	3,010,945	△ 75,675	2,935,270
	3 中学校費	173,548,373	1,471,567	175,019,940
	4 高等学校費	16,549,942	△ 43,602	16,506,340
	5 特別支援学校費	53,245,439	818,244	54,063,683
	7 保健体育費	32,303,363	559,910	32,863,273
	8 大学費	45,880,864	△ 1,985	45,878,879
	9 大 学 費	18,375,032	199,977	18,575,009
11 災害復旧費	7 保健体育費	1,761,355	△ 41,877	1,719,478
	8 大学費	2,841,183	△ 19,100	2,822,083
	9 大 学 費	3,993,849	△ 2,567,820	1,426,029
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	1,858,130	△ 1,530,100	328,030
	2 土木施設災害復旧費	1,974,042	△ 1,049,802	924,240
	3 教育施設災害復旧費	161,677	12,082	173,759

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
12 公債費	1 公債費	67,316,366	△ 139,808	67,176,558
	13 諸支出金	67,316,366	△ 139,808	67,176,558
歳出合計	1 ゴルフ場利用税交付金	55,928,069	7,750,080	63,678,149
	1 環境性能割交付金	545,973	10,349	556,322
	3 環境性能割交付金	229,098	△ 118,277	110,821
	5 財政調整基金積立金	8,112	7,878,623	7,886,735
	7 県有施設整備基金積立金	3,212,632	164,811	3,377,443
	8 利子割交付金	122,025	△ 48,958	73,067
	9 配当割交付金	196,750	62,406	259,156
	10 株式等譲渡所得割交付金	170,085	12,122	182,207
	15 地方消費税交付金	24,968,768	△ 816,912	24,151,856
	16 地方消費税清算金	23,361,494	605,916	23,967,410
	歳出合計	737,079,795	5,934,991	743,014,786

第2表 繰越明許費補正				
(追加)	款	項	事業名	金額
2 総務費	費	1 総務管理費		1,438,295
			公共施設マネジメント推進事業	692,923
			庁舎維持管理費	266,104
			特定地域特別振興事業	28,257
			平和祈念資料館緊急補修事業	319,021
			平和の礎事業	66,617
				12,924
			2 企画費	316,568
				45,418
				51,550
3 民生費	費	4 市町村振興費	超高速ブロードバンド環境整備促進事業	219,600
				11,000
			沖縄振興特別推進交付金町村支援事業	11,000
				417,804
			6 防災費	417,804
				1,159,350
				672,612
			1 社会福祉費	268,058
			障害児者福祉施設等整備事業費	2,856
			老人福祉施設整備事業費	243,140
4 衛生費	費	2 児童福祉費	介護基盤整備等基金事業	137,760
			地域・福祉・福社空間整備等施設整備交付金事業	20,798
				486,738
			放課後児童クラブ支援事業	356,979
			待機児童解消支援基金事業	89,639
			事業所内保育総合推進事業	17,100
			コザ児童相談所改築事業	23,020
				27,519
			2 環境衛生費	15,250
			水道広域化推進事業	15,250

款	項	事業名	金額
5 労働費	費	有床診療所等スプリングラシー等施設整備事業	12,269
			12,269
		2 職業訓練費	47,012
			47,012
		職業能力開発校整備事業(補助事業)	28,986
		具志川職業能力開発校本館建替事業	18,026
			5,963,923
		1 農業費	2,817,297
			5,928
		6 次産業化支援事業	399,199
地域農業経営支援整備事業	341,849		
災害に強い高機能型栽培施設の導入推進事業	64,852		
産地パワープラント事業	1,041,478		
分蜜糖製糖施設省力化設備等整備事業	963,991		
合蜜糖振興対策事業費	714,151		
2 畜産業費	52,816		
	29,716		
乳業施設高度化整備事業	55,885		
沖縄県畜産・酪農収益力強化整備等対策事業	575,734		
沖縄離島型畜産活性化事業	1,648,147		
中央畜産保健衛生所移転整備事業	8,000		
3 農地費	5,000		
	5,000		
土地改良調査計画費(単独事業)	5,000		
中山間地域所得向上支援事業(村づくり計画課)	5,000		
かんがい排水調査計画費(単独事業)	33,751		
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	52,608		
国営土地改良事業県負担金	63,000		
通作条件整備事業	457,617		
農業基盤整備促進事業(補助金事業)	178,530		
農地耕作条件改善事業	491,745		
中山間地域所得向上支援事業	13,000		
農地防災調査費	203,035		
農村地域防災減災事業	136,861		
団体営農地保全整備事業費			

款	項	事業名	金額 千円		
4 林業費		森林環境譲与税基金事業費	112,198		
		造林奨励費	5,900		
		環境林整備事業費	5,600		
		治山事業費(交付金事業)	90,698		
		5 水産業費		水産業構造改善特別対策事業費	672,130
				水産新市場整備事業	154,476
				水産新市場整備事業	18,639
				漁港管理事業費	36,028
				漁港海岸事業費	133,192
		7 商工費		地域水産物供給基盤整備事業	211,968
				指導監督事務費(補助金事業)	4,800
				市町村等事業推進費(交付金事業)	5,800
				水産環境整備事業	53,537
水産流通基盤整備事業	53,690				
	936,351				
	922,484				
2 工鉦業費				691,627	
アジアITビジネスセンター(仮称)整備事業				55,045	
国際物流拠点産業集積地域うるま地区対策事業				82,872	
3 観光費		国際物流拠点産業集積地域貸工場整備事業	92,940		
		沖縄工芸産業振興拠点施設(仮称)整備事業	13,867		
		沖縄コンベンションセンター保全修繕事業費	13,867		
8 土木費			16,866,443		
		1 土木管理費		3,122,614	
		沖縄振興公社投資交付金(道路管理業務)		1,311,820	
		沖縄振興公社投資交付金(都市計画・モレール課市町村事業)		686,581	
		沖縄振興公社投資交付金(下水道課市町村事業)		875,567	
		沖縄振興公社投資交付金(都市公園課市町村事業)		245,397	
		応急対応費(港湾課)		1,500	
		住宅・建築物安全ストック形成事業		1,749	

款	項	事業名	金額 千円		
2 道路橋りょう費		道路橋りょう調査費(道路街路課)	4,690,605		
		道路路台帳整備費	99,300		
		公共交通安全事業	27,588		
		無電柱化推進事業	632,850		
		効果促進事業(管理)	383,942		
		県単道路維持費	42,767		
		県単舗装・災害防除事業費	37,359		
		県単橋りょう補修事業費	28,996		
		県単橋りょう補修事業費	4,823		
		交通安全対策事業費	4,708		
		無電柱化推進事業(要請者負担方式)	122,222		
		がんじゅーどー事業	40,576		
		うちなーろーどセーフテイ事業	23,769		
		沖縄振興公社投資交付金(道路)	3,049,535		
		沖縄振興公社投資交付金(道路)	28,500		
		県単道路事業費	163,670		
			2,258,667		
		3 河川海岸費		河川台帳整備費	13,468
				河川管理費	3,500
				河川維持費	78,328
一般河川改修事業費	128,770				
臨時河川等整備事業費(河川)	31,965				
堰堤改良事業	137,127				
社会资本整備総合交付金(河川)	503,450				
ダム改修事業	51,916				
海岸整備費	22,313				
総合流域防災事業費(砂防)	54,129				
総合流域防災事業費(基礎調査)	106,041				
地すべり対策事業費	256,699				
総合流域防災緊急事業費(地すべり)	35,675				
急傾斜地崩壊対策事業費	41,457				
総合流域防災事業費(急傾斜地改築)	146,650				

款	項	事業名	金額 千円
		自然災害防止事業費(砂防等)	440,836
		海岸・砂防台帳整備費	22,888
		海岸・砂防管理費	95,842
		海岸・砂防維持費	87,613
4	港湾費		1,413,748
		港湾維持管理事業費	42,109
		台帳整備事業費	11,137
		港湾調査費	144,413
		沖繩振興公社投資交付金(港湾)	11,576
		国直轄事業負担金支出事業費(港湾)	50,000
		中城湾港新港地区物流拠点化促進調査	15,400
		中城湾港新港地区物流拠点化促進整備事業	92,185
		中城湾港新港地区物流機能強化等整備事業	121,880
		離島利便施設整備事業	229,981
		県単港湾施設費	37,390
		港湾長寿命化事業	244,112
		港湾海岸維持管理事業費	2,500
		港湾海岸老朽化対策事業費	3,000
		港湾海岸環境整備事業費	103,052
		県単海岸施設費	301,513
		県単海岸施設費	3,500
5	都市計画費		2,118,537
		都市計画策定費	20,880
		宮古広域公園基本設計等事業費	13,371
		那覇市内交通渋滞緩和対策検討事業費	4,440
		街路交通調査事業費	6,230
		沖繩らしい風景づくり促進事業	23,546
		市街地開発事業費	569,450
		農連市場地区マチグラー再生支援事業	317,480
		公共事業事務費(市街地開発事業)	3,223
		街路現況調査費	1,019
		街路管理費	22,959

款	項	事業名	金額 千円
		県単街路事業費	26,544
		沖繩都市モノレール事業費(街路)	146,736
		都市モノレール効果促進事業	8,750
		都市モノレール多言語化事業	10,366
		県単沖繩都市モノレール事業費(街路)	41,800
		モノレール関連施設維持管理費	8,075
		公園費(単独事業)	66,261
		公園費(公共投資交付金)	127,556
		公園費(長寿命化対策)	79,694
		国营公園管理費(水族館等)	620,157
	6	住宅費	2,773,052
		住宅企画費(補助事業)	50,390
		県営住宅建設費(社会資本)	1,114,745
		県営住宅建設費(単独事業)	21,840
		県営住宅建設費(公共投資)	590,694
		地域居住機能再生推進費	995,383
	7	空港費	489,220
		公共離島空港整備事業	489,220
9	警察費		616,730
	1	警察管理費	408,316
		警察庁舎等整備事業費(補助事業)	81,497
		警察庁舎等整備事業費(単独事業)	253,963
		宜野湾警察署新庁舎建設事業	72,856
	2	警察活動費	208,414
		交通安全施設整備事業費(補助事業)	208,414
10	教育費		3,544,762
	1	教育総務費	1,651,217
		教育センター管理運営費	39,060
		公立学校施設整備事業費(公共投資)	1,612,157
	4	高等学校費	408,156
		高等学校施設塩害防止・長寿命化事業費	193,307
		学校施設整備単独事業費	36,138

款	項	事業名	金額 千円	
11 災害復旧費	5 特別支援学校費	学校施設整備補助事業費(騒音対策) (学校施設整備管理事業費) (学校施設整備管理事業費)	168,660	
		特別支援学校費	10,051	
		特別支援学校費	1,392,724	
		特別支援学校施設改装・改修事業費	50,905	
		特別支援学校施設塩害防止・長寿化事業費	89,800	
	6 社会教育費	6 社会教育費	施設整備補助事業費 (施設整備補助事業費)	271,423
			施設整備補助事業費 (施設整備補助事業費)	2,254
			施設整備補助事業費 (施設整備補助事業費)	432,031
			施設整備補助事業費 (施設整備補助事業費)	360,501
			施設整備補助事業費 (施設整備補助事業費)	1,351
			施設整備補助事業費 (施設整備補助事業費)	184,459
施設整備補助事業費 (施設整備補助事業費)			68,903	
県立図書館八重山分館解体撤去事業			24,982	
青少年教育施設営繕事業			43,921	
体育施設整備事業費			23,762	
1 農林水産施設 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農地農業用施設災害復旧費(補助事業)	37,348	
		農地農業用施設災害復旧費(補助事業)	30,277	
		団体営林道施設災害復旧事業費	8,131	
		漁港漁場災害復旧事業費(単独事業)	17,211	
		漁港漁場災害復旧事業費(単独事業)	168,032	
		港湾災害復旧事業費	112,385	
		県単港湾災害復旧事業費	40,465	
		都市災害復旧事業費	15,182	
		県立学校施設災害復旧事業費	84,896	
		県立学校施設災害復旧事業費	84,896	
合計		30,946,280		

(変更)			
款	項	事業名	補正前の額 千円
2 総務費	4 市町村振興費	沖繩振興特別推進交付金 (市町村)	415,000
		沖繩振興特別推進交付金 (市町村)	415,000
6 農林水産業費	6 農林水産業費	1 農業費	4,631,656
		1 農業費	67,936
		1 農業費	67,936
		2 畜産業費	332,217
		2 畜産業費	39,474
		2 畜産業費	39,474
		3 農地費	3,879,683
		3 農地費	13,088,092
		3 農地費	14,300
		3 農地費	28,302
4 林業費	4 林業費	かんがい排水調査計画費 (補助事業)	84,903
		かんがい排水調査計画費 (補助事業)	84,903
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 (農地農村整備課)	70,002
		不発弾等探査費	70,002
		不発弾等探査費	70,002
		農地整備事業(補助金事業)	236,058
		農地整備事業(補助金事業)	1,724,345
		農地整備事業(交付金事業)	364,254
		農地整備事業(交付金事業)	558,254
		水利施設整備事業 (補助金事業)	154,397
水利施設整備事業 (補助金事業)	3,869,732		
水利施設整備事業 (交付金事業)	377,255		
水利施設整備事業 (交付金事業)	1,347,255		
農業集落排水事業	448,420		
農業集落排水事業	811,054		
農村集落基盤再編・整備事業	20,454		
農村集落基盤再編・整備事業	234,145		
水質保全対策事業費	226,395		
水質保全対策事業費	737,855		
農山漁村活性化対策整備事業	1,064,828		
農山漁村活性化対策整備事業	1,369,080		
農業基盤整備促進事業 (交付金事業)	332,353		
農業基盤整備促進事業 (交付金事業)	918,006		
農地保全整備事業費	263,500		
農地保全整備事業費	548,346		
4 林業費	4 林業費		53,620
4 林業費	4 林業費		215,186
治山事業費(補助金事業)			53,620
治山事業費(補助金事業)			215,186



款	項	事業名	補正前の額 千円	補正後の額 千円	
8 土木費	5 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	298,200	1,509,330	
		漁村地域整備交付金	27,900	511,238	
		水産生産基盤整備事業	100,300	200,909	
		水産生産基盤整備事業	170,000	797,183	
			5,535,635	20,053,395	
	1 土木管理費			438,354	2,078,372
		沖繩振興公社投資交付金 (道路街路課市町村事業)	159,930	1,395,708	
		沖繩振興公社投資交付金 (港湾課市町村事業)	227,640	258,640	
		沖繩振興公社投資交付金 (住宅課市町村事業)	50,784	424,024	
	2 道路橋りょう費			3,505,530	8,774,345
道路防災保全事業		68,500	1,493,362		
沖繩都市モノレール道路 整備事業費(道路)		130,000	375,793		
地域連携道路事業費 (地域高規格道路)		775,000	1,670,029		
社会資本整備総合交付金 (道路)		1,047,985	3,249,116		
社会資本整備総合交付金 (泡瀬工区)		971,000	1,473,000		
		347,486	1,625,868		
3 河川海岸費		自然災害防止事業(河川)	170,000	583,044	
沖繩振興公社投資交付金 (河川)		103,786	775,535		
海岸老朽化対策事業費 (防災・安全)		63,200	80,000		
4 港湾費	海岸・砂防調査費	10,500	187,289		
		784,265	2,271,369		
	港湾改修費	180,000	471,059		
5 都市計画費	沖繩振興公社投資交付金 (港湾)	168,853	1,191,394		
	社会資本整備総合交付金 (港湾)	435,412	608,916		
		409,000	4,656,359		
	沖繩振興公社投資交付金事業費 (街路)	253,000	3,232,873		
	公園費(社会資本交付金)	156,000	1,423,486		

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正後の額 千円
10 教育費	7 空港費	県単離島空港整備事業費	51,000	647,082
			51,000	647,082
	1 教育総務費		766,476	3,849,290
		教職員住宅耐震等対策事業費	98,374	203,384
4 高等学校費			668,102	3,645,906
	高等学校施設改装・改修事業費	123,055	178,748	
	学校施設整備補助事業費 (公共投資交付金)	406,685	2,481,278	
	学校施設整備補助事業費 (交付金・超過負担)	138,362	985,880	
11 災害復旧費			278,051	303,602
	2 土木施設 災害復旧費	県単河川等災害復旧事業費	278,051	303,602
合計			11,626,818	47,577,130

(追加)			
事	項	期 間	限 度 額
「指	名 護 中 央 公 園 管 理 料	令和2年度から 令和6年度まで	千円 129,400
「指	浦 添 大 公 園 管 理 料	令和2年度から 令和6年度まで	165,500
警	務 管 理 費	令和2年度	6,708
出	納 事 務 費	令和2年度から 令和3年度まで	1,078

(変更)					
起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額			
沖繩振興特別推進交付金事業	千円 1,114,200	千円 1,239,400	(借入方法) 借入方法	年5%以内	償還期間は、据置
テレビ放送運営事業費	25,000	△ 8,400	証書借入又 は証券発行	(ただし、 利率見直し	期間を含め30年以 内とする。
通信施設維持管理事業	13,900	△ 3,700	による。	方式で借り	償還方法は、元利
公 共 事 業 等	13,429,900	△ 960,000	発行価格が	入れる資金	均等、元金均等等
一 般 補 助 施 設 整備等事業(単独)	350,800	△ 350,800	額面金額を	に於いて、	による。
県営住宅建設事業	1,135,900	△ 60,600	下回るとき	利率の見直	ただし、財政の都
県単離島空港整備事業	383,000	△ 338,800	は、その発	しを行った	合により、据置期
警察庁舎等施設整備事業	703,800	△ 102,000	行差額をう	後において	間中であつても繰
社会体育施設整備事業	130,100	△ 29,500	めるため必	は、当該見	上償還し、償還年
実習船建造事業	212,000	△ 62,200	要な金額を	直し後の利	限を変更し、又は
芸術大学施設整備事業	236,400	△ 19,100	これに加算	(率)	借り換えることが
中学校施設整備事業	122,900	△ 6,600	した金額と		できる。
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	300	102,000	することが		
災害復旧事業	886,300	△ 429,700	できる。		
臨時財政対策債	18,520,000	2,590,000	(借入時期)		
			令和元年度、 ただし、事		
			業その他の		
			都合により、		
			その一部又		
			は全部を後		
			年度に繰り		
			延べて起債		
			することが		
			できる。		
合 計	46,089,300	445,800	46,535,100		

令和元年度沖繩県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度沖繩県農業改良資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称）

**第1条** 「平成31年度沖繩県農業改良資金特別会計予算」は、「令和元年度沖繩県農業改良資金特別会計予算」とする。

（歳入歳出予算の補正）

**第2条** 既定の歳入歳出予算の総額から12,109千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46,281千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		項	補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円	千円
2 繰越金		44,807	△ 12,109	32,698	
	1 繰越金	44,807	△ 12,109	32,698	
歳 入	合 計	58,390	△ 12,109	46,281	
歳 出		項	補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円	千円
1 農林水産業費		45,652	△ 12,109	33,543	
	1 農業費	45,652	△ 12,109	33,543	
歳 出	合 計	58,390	△ 12,109	46,281	

令和元年度沖繩県下地島空港特別会計補正予算（第2号）

令和元年度沖繩県下地島空港特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額に241,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ861,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

**第3条** 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
2	国庫支出金		21,060	216,900	237,960
		1 国庫補助金	21,060	216,900	237,960
7	県債		194,300	24,100	218,400
		1 県債	194,300	24,100	218,400
	歳入	合計	620,818	241,000	861,818
歳出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1	土木費		619,091	241,000	860,091
		1 空港港費	619,091	241,000	860,091
	歳出	合計	620,818	241,000	861,818

第 2 表 繰越明許費補正				
(追加)	款	項	事業名	金額
				千円
1 土木費	1 空港費			284,945
			下地島空港建設事業費(補助事業)	264,400
			下地島空港建設事業(単独事業)	20,545
	合	計		284,945

第 3 表 地方債補正					
(変更)	起債の目的	限度額		起債の方法	償還の方法
		補正前の額 千円	補正額 千円		
	下地島空港整備事業	194,300	24,100	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
	合	194,300	24,100	(借入時期) 令和元年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができ。	

令和元年度沖繩県下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度沖繩県下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 既定の歳入歳出予算の総額から151,618千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13,028,608千円とする。

**2** 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

**第3条** 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1	分担金及び負担金		5,928,525	△ 54,451	5,874,074
		1 負担金	5,928,525	△ 54,451	5,874,074
3	国庫支出金		4,443,200	△ 83,367	4,359,833
		1 国庫補助金	4,443,200	△ 83,367	4,359,833
8	県債		1,094,900	△ 13,800	1,081,100
		1 県債	1,094,900	△ 13,800	1,081,100
	歳入	合計	13,180,226	△ 151,618	13,028,608
歳出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1	土木費		11,729,440	△ 151,618	11,577,822
		1 都市計画費	11,729,440	△ 151,618	11,577,822
	歳出	合計	13,180,226	△ 151,618	13,028,608



第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
1 土木費	1 都市計画費		44,000
		下水道建設改良費	44,000
合	計		44,000

(変更)

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
1 土木費	1 都市計画費		985,585	1,258,083
		中部流域下水道建設費 (社会資本整備総合交付金)	985,585	1,258,083
合	計		985,585	1,258,083

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額 千円	補正額 千円			
下水道事業	1,094,900	△ 13,800	1,081,100	年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 額面金額を について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直しの後の 利率を適用 する。)	償還期間は、据置 期間を含め40年以 内とする。 償還方法は、元利 均等、元金均等等 による。
合計	1,094,900	△ 13,800	1,081,100		

令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(予算の名称)

**第1条** 「平成31年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算」は、「令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算」とする。

(歳入歳出予算の補正)

**第2条** 既定の歳入歳出予算の総額から40,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,383千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正					
歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 繰越金			28,685	△ 27,527	1,158
		1 繰越金	28,685	△ 27,527	1,158
2 諸収入			13,698	△ 12,473	1,225
		2 貸付金元利収入	12,473	△ 12,473	0
歳入		合計	42,383	△ 40,000	2,383
歳出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 農林水産業費			42,383	△ 40,000	2,383
		1 水産業費	42,383	△ 40,000	2,383
歳出		合計	42,383	△ 40,000	2,383

令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計  
補正予算（第1号）

令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称）

**第1条** 「平成31年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算」は、「令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算」とする。

（繰越明許費の補正）

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
1 土木費	1 港湾費		267,581
		中城湾港機能施設整備費	267,581
合	計		267,581

令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(予算の名称)

**第1条** 「平成31年度沖縄県駐車場事業特別会計予算」は、「令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計予算」とする。

(歳入歳出予算の補正)

**第2条** 既定の歳入歳出予算の総額から61,646千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正					
歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入			千円 75,589	千円 △ 61,646	千円 13,943
		1 雑入	75,589	△ 61,646	13,943
歳入	合 計		75,589	△ 61,646	13,943
歳出					
1 土木費			千円 68,013	千円 △ 61,646	千円 6,367
		1 道路橋りょう費	68,013	△ 61,646	6,367
歳出	合 計		75,589	△ 61,646	13,943

令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業  
特別会計補正予算（第1号）

令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

**第1条** 「平成31年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」は、「令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算」とする。

2 令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算中の平成31年度以降の元号は、「令和」とする。  
（繰越明許費の補正）

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正				
(追加)	款	項	事業名	金額 千円
1	土木費	1 港湾費		17,932
			泡瀬地区臨海部土地造成費	17,932
	合	計		17,932

### 令和元年度沖繩県公債管理特別会計補正予算（第1号）

令和元年度沖繩県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
（予算の名称等）

**第1条** 「平成31年度沖繩県公債管理特別会計予算」は、「令和元年度沖繩県公債管理特別会計予算」とする。

2 令和元年度沖繩県公債管理特別会計予算中の平成31年度以降の元号は、「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

**第2条** 既定の歳入歳出予算の総額から139,808千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78,139,557千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正					
歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金			千円 67,279,365	千円 △ 139,808	千円 67,139,557
		1 一般会計繰入金	67,279,365	△ 139,808	67,139,557
歳入	合計		78,279,365	△ 139,808	78,139,557
歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費			千円 78,279,365	千円 △ 139,808	千円 78,139,557
		1 公債費	78,279,365	△ 139,808	78,139,557
歳出	合計		78,279,365	△ 139,808	78,139,557

### 令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称）

**第1条** 「平成31年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算」は、「令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算」とする。

（歳入歳出予算の補正）

**第2条** 既定の歳入歳出予算の総額に5,377,538千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ162,907,034千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入	歳入	款	項	補正前の額		補正額		計		
				千円	千円	千円	千円	千円	千円	
2	国庫支出金	1	国庫負担金	40,575,838	597,330	72,113,241	597,330	72,710,571		
					84,246	3,282			87,528	
			療養給付費等交付金	84,246	3,282			87,528		
7	繰入金	1	繰入金	13,104,597	2,164,220	13,104,597	2,164,220	15,268,817		
									15,268,817	
8	繰越金	1	繰越金	0	1,310,990	0	1,310,990	1,310,990		
									1,310,990	
9	諸収入	1	繰越金	0	1,301,716	0	1,301,716	1,301,716		
			雑収入	0	1,301,716	0	1,301,716	1,301,716		
	歳入	合計		157,529,496	5,377,538	157,529,496	5,377,538	162,907,034		
歳出	1	民生費	1	社会福祉費	補正前の額		補正額		計	
					千円	千円	千円	千円	千円	千円
					157,511,996	5,377,538	157,511,996	5,377,538	162,889,534	
				157,511,996	5,377,538	157,511,996	5,377,538	162,889,534		
	歳出	合計		157,529,496	5,377,538	157,529,496	5,377,538	162,907,034		

令和元年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度沖縄県病院事業会計予算」は、「令和元年度沖縄県病院事業会計予算」とする。

2 令和元年度沖縄県病院事業会計予算中の平成31年度以降の元号は、「令和」とする。（総則）

第2条 令和元年度沖縄県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第3条 令和元年度沖縄県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた年間患者数及び一日平均患者数を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間患者数	1,419,129 人	38,019 人	1,457,148 人
入 院	654,396	9,434	663,830
外 来	764,733	28,585	793,318
病 院	707,700	28,585	736,285
診 療 所	57,033	0	57,033
(3) 一日平均患者数			
入 院	1,788 人	26 人	1,814 人
外 来	3,160	119	3,279
病 院	2,924	119	3,043
診 療 所	236	0	236

（収益的収入及び支出の補正）

第4条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	59,613,623 千円	1,278,441 千円	60,892,064 千円
第1項 医業収益	50,752,418	1,278,441	52,030,859
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業費用	60,815,460 千円	1,013,514 千円	61,828,974 千円
第1項 医業費用	59,212,534	1,013,514	60,226,048

(たな卸資産購入限度額の補正)

**第5条** 予算第11条に定められたたな卸資産の購入限度額11,778,120千円を12,948,729千円に改める。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社  
〒901-1111 南風原町字兼城577番地